

平成25年 9 月 9 日第 3 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 2 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希	2 番 寺 崎 太 彦	3 番 橋 本 重 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 松 田 俊 和	6 番 岡 光 廣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 林 眞 敏
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教 育 長 矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長	江 崎 文 男
	生涯学習課長 吉 田 淳	教 育 課 長 小 野 清 人	
	文 化 課 長 原 田 大 介		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年9月9日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	7番 吉富 隆	1. 今後の農業対策について 2. 小・中学校の土曜開校の実施について 3. いじめ問題について（小・中学校） 4. 今後の町の運営及び組織について
2	8番 大川 隆城	1. 上峰町の印象及び気付かれた点は 2. 教育行政推進について 3. 玄海原発との安全協定について 4. 不妊治療助成への取組みは 5. フォアス事業の進捗状況について
3	4番 碓 勝征	1. 百条委の結末は 2. 職員定数について 3. 滞納処分の内容 4. 新地下水位制御システム事業等は
4	1番 原田 希	1. 伝統・文化の継承について 2. 町の活性化について

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆君、お願いします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。7番吉富でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、若干お話をさせていただきたいなと思います。今、本当にテレビ、新聞等で放映されております、オリンピックが東京で開催されるというようなことで、非常にうれしいニュースが飛び交っているところでございます。また、その反面、3.11、いわゆる東北の震災被災者の方々からの御意見でございますが、震災のほうも忘れないでくれというようなことも報道されているようでございます。

そういった中で、本当にことしの夏は暑うございました。猛暑、猛暑と言いながら、熱中症という言葉が飛び交ってきたようでございます。そういった中で、雨が欲しいというようなことを願っておったところ、雨が降り出したら1週間、10日と。それに伴いまして、台風15号、17号で日本列島に大きな被害をもたらしたところでございます。いろいろな問題等々がありまして、日本列島大荒れというように私は思っているところでございます。そういったことについて、非常に農作物に大きな被害が出ているやに聞いております。そういったことも観点に含めながら一般質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず第1点目に、今後の農業対策についてでございます。

これも6月の定例会でも御質問をさせていただいております。そういった中で、町長さんのお言葉でございますが、方向性を出していただいたということで、私も大変喜んでるところでございます。方向性が出てきたものですから、私も及ばずながら協力をいたしますと議会だよりには載せたところでございます。

しかし、この農業対策につきましては、去年の1月から、いわゆるフォアスという事業に、町長のほうから土地改良でやってくれという話の中で進めてまいりました。いろいろな問題等々が去年の9月の定例会からございました。1年たちます。そういった中で、なおさら農業に町長が力を入れていこうという観点から、農業振興対策協議会という組織を立ち上げていただいております。これも感謝をしなければならないなと思っているところでございます。

しかし、皆さん御案内のように、T P P等を含めたところでお話をさせていただきたいなと思っておるところでございます。関連がございますので、議長さん、これは一括して御答弁をいただくようお願いをしたいというふうに思っております。

この農業振興対策協議会の中身の資料を要求しましたところ、中身を見てみますと、一目見れば非常にきれいにでき上がっているようでございますが、肝心のところが抜けているようでございます。しかし、その辺について、また一問一答方式のところで質問をさせていただきますが、今回の議会で議案第35号が提案をされております。それと、比べてみますと、町長は何でもできるような内容になっております。中身をもう少しきちっとしたことをお尋ねしてまいりたい。これも規則でございますので、議会の承認は要らないというふうに思います。しかしながら、どこかで議会の承認を経なければならない問題がここは出てまいります。

前回の臨時議会で、費用弁償等については全員一致で承認をしております。中身が充実していないのに、これは本当に全員一致で議決してよかったのかなと、僕個人的には反省をしているところでもございます。やはり組織をつくるにはきちっとした中身を充実したところでやっていただきたいというのが私の考え方でございますので、その辺についての御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから第2点目、小・中学校の土曜開校の実施について進捗状況をお願いしたいと。

これも同様、前回の議会で質問をしております。課題解決に努めるということで御答弁をいただいておりますので、その辺の進捗状況を御説明いただければなと思っております。

それから、いじめ問題等々についてテレビ、新聞等では出ておりますが、その対策についてどのような対策をとってこられたのか、御説明をしていただきたい。

なお、条例化の考えはできないものか、お尋ねをしてみたいというふうに思っております。

それから大きく4点目に、今後の町の運営及び組織についてでございますが、私は非常にこの問題については重視しなければならないのかなというふうに思っております。

この組織についても資料を求めたところ、任意団体まで含めて60団体、内容的に資料をいただいております。しかしながら、町の運営と組織というものは大きく関連がございますし、運営上、大きく影響もしてまいると私は思っております。

まず、町長さんには今後の町の運営についてお考えを聞いた後に、行政と議会、行政の組織と議会の組織とどのような関連があるのかですね。私は行政と議会は対等であるというふうに考えております。その辺を町長さんがどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをしてみたい。

組織全般について、60もありますので、1点か2点ほど質問をさせていただきたいというふうに考えておるところでございますので、明快な回答をお願いするところでございます。

何はともあれ、こういった問題については、きちっと行政のあり方、議会のあり方について私なりに質問をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で総括質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

まず最初に、今後の農業対策についてということで、その中の1番、農業振興対策協議会についてということと2番目のT P Pについて、これは一括して答弁のほどをお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、今後の農業対策についての中の農業振興対策協議会について答弁申し上げます。

この農業振興対策協議会につきましては、上峰町の農業を取り巻く諸情勢に積極的に対応

し、農業経営の安定と営農意欲の向上を図り、担い手の育成を推進し、地域農業の振興に寄与するという目的で、ことし設置をしたものでございます。

議員質問の中の、先ほどより資料を差し上げております第3条の構成というところがございます。今現在、委員の選任までには至ってはおりませんが、現在のところ考えているのが、町議会の代表、区長会の代表、農業者の代表、この方々につきましては、ぜひ青年農業者や女性農業者の方々にも、今回、この協議会に積極的に参加してもらいたいと思っているところでございます。それに、土地改良区の代表、そしてその他町長が任命する者と考えておりまして、協議会の委員としては10名以内ということで思っているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。7番議員の今後の農業対策について、私のほうからは2項めのTPPについてということで御答弁を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

TPPにつきましては、議員には釈迦に説法かもしれませんが、安倍政権が2013年3月、第16回の会合、シンガポールにおいての交渉参加を表明され、原則、譲歩を厳守するという中にありながら、今、協議が進められているということで、日本につきましては交渉の過程で早期の参入が難しかったことから、おくれて、今、協議に参加しているということで聞き及ぶところでございます。

TPPの協定、メリット、またデメリット等は多々ございます。アジア太平洋自由貿易圏へのステップとなるという意見だったり、ルールづくりを行うということで日本の技術やブランドが守られることになるだとか、貿易の自由化、手続、ビジネスマンの入管手続を簡略化することで中小企業も海外で活動をしやすくなるというメリットだったり、デメリットとしては、即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないかと懸念があったり、安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないかとというような懸念があったりということでございます。

ただいまルールをつくれ、聖域を設けない協議はあり得ないということで、先ごろ安倍首相のほうからお話があり、現状、協議を続けておられ、年内に一定の妥結を見たいということで進められていると聞き及ぶところでございます。

本町におきましても、農業を営む皆様方の強い懸念があり、やはり農業の自由化に伴い、諸外国からの輸入産物が多く出てくることで壊滅的な打撃を受けるのではないかと懸念があるところでございますが、関係団体、町としましても反対の意向を私自身は持ちながら、この協議の過程を見守っているというような状況でございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

この農業振興対策協議会について立ち上げられたことについては、非常にありがたく感謝

をしているところでございます。しかしながら、この内容について議案第35号と照らし合わせてくださいよ。規則だからといって、行政のほうで我がよかごとできるというものでもない。組織をつくるのは議会の承認は要らないとなっておりますので、それはいいとして、臨時議会で費用弁償を議決しているんですよ。そうしますと、中身がきちっとしていない。今、課長が答弁されたように、例えば、議会からとか、区長会からとか、農業委員会とか、土地改良からというような話をされておりますが、それはきちっとこの規則の中にうたって、そして初めて費用弁償というふうに僕はなるべきであると。中身は、一番心臓がないじゃないですか。僕は議決したのに、僕個人の考えですが、これは反省せざるを得ないと僕は思っています。

だから、こういうことがないように今後はしていただきたい。大変いいことでございますので、ぜひともこれは先に進めていただきたいし、費用弁償、金が伴う問題。今後も伴うと思うので、やっぱりこれはきちっとしておくべきだというふうに考えておりますので、町長、そこら辺については御議論をした上で、きちっとした形をとっていただきたいというふうに私は要望をしておきたいと。

本当にいろいろな問題等々、フォアスでありました。にもかかわらず、町長がこれだけ農業問題に取り組もうとされておるのには、何回も言うようですが、感謝をしておるところでございます。農業団体の方も喜んでおられるであろうと思っておりますので、この問題については要望としてお願いをして、この項については終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に進みます。

小・中学校の土曜開校の実施についてということで、進捗状況を執行部の方は答弁をお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。ただいま吉富議員から小・中学校の土曜開校の実施についての進捗状況について御質問をいただきました。

質問の中で議員さんからも申されましたように、6月議会においても同様にお尋ねいただきまして、そのときにもお答えしたとおり、議員さんが言われるような答弁をさせていただいております。

その中で、その6月議会の中において、吉富議員さんの質問の中に、土曜開校は佐賀県でもやっているところがあるんじゃないかというようなお尋ねがありまして、そのまま流してしまっておりましたので、ここでちょっと追加で話をさせていただきたいと思います。

平成25年度に土曜開校している市町の数というのは、県の教育政策課からいただいた情報ですけれども、20市町の中で9市町というふうになっております。近隣の地区では、基山町、

みやき町、神崎市、そして上峰町が実施をされているということでもあります。その市町も大体ボランティアの協力による土曜開校ということになっております。

6月議会のところで私が答弁させていただいていましたけれども、その1つは、ボランティアもですけれども、授業時間数の確保というものも頭に入れていただいております。その授業時間数を確保するためということになりますと、教職員の勤務体制の整備が必要であると。そのことを解決させていただくように努力をしていきたいということでは言っていました。その中でも特に話をいたしましたけれども、特別支援学級の生徒を支援、指導してもらっている介助員の方が今2名おいでいただいているわけですが、金曜日までと。土曜日の授業をした場合にちょっと勤務体制が難しいということでお話をさせていただきました。

それで、とにかく問題解決に向けて取り組んでいきますとお答えをさせていただいておりましたので、一生懸命考えて取り組んでおるところでございますが、今現在、3名の交代制をとらせていただけたらばと思っています。今、2学級ありますので、本来なら4名必要になってくるわけですが、それを3名でできないものかというふうに思っています。

その3名の介助員というのは、どうしてそういうふうにするかといいますと、どうしても児童・生徒の介助員とのコミュニケーションというのが非常に大事でありまして、そういう学級に通っている子供さんはこだわりというのも若干お持ちでございますので、やっぱりなれ親しんでいただく、介助員の方となれてもらうということも非常に大事なことであります。したがって、その3名というのは4月から5月ぐらいまでの期間に3名同時に勤めていただいて、その学級の児童・生徒がなれ親しんでいただけるようにできないものだろうかということを検討しているところでございます。

そういうふうに3名交代制を考えておりますので、どうしても1名追加が必要になってくるということで、それをどのような形で解決するかということを今現在検討しております、それを民間委託による解決ができないものかというふうにして、今、研究をしているところでございます。この民間委託について取り進めていければということで、平成26年4月の開校に向けて何とか実のあるものにできないものかとしておるところでございます。

常日ごろから本町の児童・生徒の教育につきましては、本当に高い関心と積極的な励ましの言葉をいただいておりますことに感謝申し上げます。充実した土曜開校に向けまして、まだまだ幾つかはクリアしなければならない課題もあろうかと思っておりますけど、それらを解決して、平成26年度に向けまして、議員の皆さんから上峰町教育委員会の背を押していただいておりますので、土曜開校のさらなる充実に向けた取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

前回、6月の定例会でこの問題を質問させていただきましたが、そのときはやる気があるようで、ないような答弁であったと私は記憶しております。最終的な答弁は課題解決に努めるといってございましたが、やはり取りかかれればこれだけ進むということなんですよ。やっぱり取り組む姿勢が一番であろうというふうに思っております。

非常に難しい問題とはいえ、よく行政の方も議会も言うんですが、子供は上峰町の宝だと言われるとするならば、いろいろな問題等々あるにしても、取りかかる姿勢が大事だというふうに思いますので、今後も教育長さんを初めとして、この土曜開校に向けてレベルアップをしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この項を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁、要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

いじめ問題について（小・中学校）、1番に対策についてということで執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。まずもってお礼を申し上げます。土曜、中学校の運動会につきましては、議員の皆様を初め、区長の皆様方、御参加いただきましてまことにありがとうございました。おかげさまで無事に終了することができました。

それでは、吉富隆議員のいじめ問題について、対策はという御質問でございます。

いじめの件ですが、生徒指導については、毎月定例で開催しております校長会の中で小・中学校校長に指導をしております。また、子供同士のささいなトラブルについても、教師が即対応を行い、いじめと呼ばれるようなことになる前に解決するようにしております。教師がアンテナを広げ、目配せを行い、教室内の雰囲気をつかむように気を配っております。

中学校におきましては、学校生活を安心して暮らせるように、全校生徒を対象に、毎週末、アンケートをとっております。これにつきましては、記名のアンケートでございます。生徒間のトラブルに対処しております。また、学活ノートを利用して生徒と教師の密な連携を実施しているところです。

小学校におきましては、年に2回、アンケートを実施しておりましたが、回数が少ないのではないかとということで、今後は月1回の頻度で行うような計画を現在しております。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

いじめ問題について、吉富議員からの質問に対し、また課長が答えましたものについて、さらに追加をして私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

いじめ、この対策について進めていく上で一番大切なこと、こういうことについて若干時間をいただきたいと思います。まずいじめということについて、しっかり理解をしておかなきゃいけないなと思っております。

いじめというものは、弱い者に向かう、そういうものではないというふうに私は思っております。相手を弱い立場に導く、置くというような感じ。強くても、数人で弱い立場のほうに持って行ってやっている、そういうふうなもの。相互の人間関係の力関係に、その優劣の中で起こるものではないかなというふうに考えているものでございます。そしてまた、いじめというのは、行為もありますけど、心の被害というのが非常に大きい。それゆえ、だから、被害も非常に深刻な場面に入っていくてしまうと。

それで、何が深刻で、何が深刻でないのかということは非常に大きな問題があるわけですが、やはりそこで一応国などで法律をつくっていますけれども、いじめという事実は、いじめられたと、そういうふうに申し出をしている本人の主観的な内面の世界の被害感にあるということをいじめということで御認識いただきたいと思います。

だから、いじめの事実確認というのは、いじめという行為そのものもありますけれども、心の問題であるということをしかりと受けとめておいていただきたい。

そういうふうなことを御理解いただいた上で、いじめの対策、学校はどうしているかということで、先ほど課長が申しましたように、対策をとっているわけですが、この対策はどちらかという、被害が起こったり、起こりそうだとこの緊急避難的な対応になるんじゃないかなと私は考えております。

その緊急避難、解決対策としてはそうなるんですけども、やはりいじめが起こらないような形を学校として対策をしていかなきゃいけないんじゃないか。教育委員会としても、そういうものを考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

もう1つ、同時に考えているのは、いじめが起こったときに、周りの教職員、児童・生徒、あるいは親の反応といいましょうか、保護者の方の振る舞いで、さらにそのいじめに傷つく場合があります。例えばですけども、私も教員をしてきましたが、「おまえが悪かったやなとかい」とか、あるいは「もうちょっと元気に強うならんかい」とか、「相手のよかところばちょっと見つけてんしゃい」というような形を、私も今、反省していますけれども、そういう言葉を言ったことがございます。それはいじめとは限りませんが、そういうことで言っていましたけど、いじめられた子供がおるときにそういう言葉を発せられたとき、どういうふうに思うか。これを俗に2次被害というふうに言われております。この2次被害をどのようになくしていくか、これも非常に大事なことでございます。

周りの人間関係、社会関係の中で立ち直れなくなってしまうことがあるので、これを防がなきゃいけない、こういう対策もとっていかなきゃいけないということでございますので、今現在、対策としては、課長が申しました上に、当然、スクールカウンセラーとも連携をと

っています。スクールソーシャルワーカーもおります。そういう方々と情報交換をしていますけれども、やはりいじめ防止というのは教育を通していくんじゃないか。教育でもっていじめがない世界を児童・生徒の中につくっていくように努力していかなければいけないんじゃないかというように考えております。

児童・生徒が大人に成長していくに当たって、社会や集団の中に入っていく自我を形成して、その場面で何をすべきかを考えて行動できるような社会性を身につけ、社会的な人間力を育んでいく、そういうふうな対策を私はとっていったらというふうに思っています。それで、今現在、小学校、中学校に話しているのは、いじめをテーマにした講演会を子供たちにしっかりとやりなさい、計画していきなさいと。それから、自分たち、児童・生徒みずからがいじめをなくするような上峰の小学校、中学校をつくっていくようにしてもらいたい。それは児童会、生徒会で自主的な活動をしていく。そして、社会性をつくってってもらいたい。だから、緊急避難的な対策もありますけれども、社会性を身につけるような、ソーシャルスキルを上げるような教育を、そういう対策をとるようにということで、今、指導をしているところでございます。

以上でございます。

〇7番（吉富 隆君）

このいじめ問題に、同僚議員からも何回となく質問が出ております。答弁はみんな一緒なんですね。僕は何で出したかという、やっぱりレベルの高いところの答弁が欲しいんですよ。

この間、テレビでいろいろ事件を見ますと、千葉で中学生の子供が殺されたというような事件がございました。そういう問題等々が起きる前に、もっといい対策はないのかと。僕はそういう観点で質問をしておるんですよ。教育長ならテレビ、新聞は見てあるであろうと僕は思うんですよ。のんびんだらりと、今、こういうふうにしております、ああしておりますと、そういう答弁を僕は聞いていないんですよ。もう少し具体的に、こういうことをやっていますよと、ああいうこともやっていますと。そして、こういう事件が起きないようにはこうしておりますと具体的にやっぱりやらないと、何回質問しても同じ答弁。僕は人任せみたいにしか聞こえなかったんですよ、今回は。

僕は通告を議長にします。よかですか。教育長としておって、何で課長がせんばですか。僕はもっとレベルの高いところでの対策をしてほしいがためにやっているんですから、教育長とわざわざ書いている。だから、もっともっとですね、これは難しい問題だと僕も思います。土曜開校についても難しい、いじめも難しい。しかし、事件が起きてからでは遅いんですよ。小学校にはフェンスを張るとか、いろいろなこともやっていただいております。しかしながら、そういった問題は予算等の関連もあるでしょうし、やはり大きな問題になる前に、子供たちが命を落とす前の対策というのをしていただきたいというふうに

思っておるところでございます。

この問題につきましては、今後もまた質問させていただきますので、一つの課題として、レベルの高いところでの答弁を次の議会でお願いしたい。よろしくお願いいたします。僕はあとの時間が足りないの、これは答弁は要りませんが、宿題としてそのようにさせていただきたいと思っております。真剣に取り組んでいただきたい。そうしないと、やはり上峰町でもいろいろ事件があつて命を落とした経緯もございますので、そういったことがないようにしていただきたいなど。その対策は具体的にこうしたい、ああしたいというふうなこともあるだろうし、そういった協議をです、対策というのは教育委員会でどのような対策をされているのかなと僕は思ったんですが、教育委員会としてはなかったように思います。やはり学校に任せるんじゃないで、学校の上に教育委員会があるので、本来なら教育長じゃなくて教育委員長かもしれませんが、今の流れとしては、やっぱりトップは教育長なので、これもおいおい法が改正されるやに聞いておりますので、また変わるだろうし、そういったことで、3カ月間時間があるので、このいじめ対策について御協議をぜひともお願いしておきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）いや、答弁も要りません。

○議長（中山五雄君）

そしたら、吉富議員さん、次へ進んでいいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

条例化の考えはということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富議員の3番、いじめ問題について（小・中学校）、条例化の考えはという御質問にお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

議員御承知のように、大津市のいじめ案件に、また大阪の体罰の問題等々を受けて、教育委員会の調査ということと被害児童、保護者の求める対策について大きな隔たりがあるということを受け、町の執行部、もしくは市の執行部のほうから調査委員会を設ける条例化をされている自治体がございます。

教育長の答弁にはございませんでしたけれども、ちょっと答えは用意されていたようでございますが、教育委員会もこの事案を問題視され、文部科学省として、いじめ問題が発生した際の対応というものを検討され、6月に自民、民主など6党が共同提案したいじめ防止対策推進法が参議院で可決をし、成立をいたしました。これはインターネットを通じた攻撃も明記をされているところでございます。

この法律のもとで、文科省、県教育委員会、そして市町教育委員会はいじめ防止基本方針を定めることとなり、当然、学校もいじめ防止基本方針を定めるということになります。この法律の成立で、いじめ対策が大きく前進したというふうに考えているところでございます。

特に大阪、大津の事案は条例を――大阪と大津は随分違うんですけども、市町の執行長

である首長が調査委員を選任してメンバーを策定し、答申を受けるという形のものだとか、教育委員会内に調査委員会を設置していくもの等々がございますが、基本的には、骨格としてはいじめ防止基本方針を定め、次に、基本的施策、いじめの防止等に関する施策、具体的には先ほど教育長が言われました、まず第一には道德教育等の充実、次、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等を定め、いじめ防止等の対策に従事する人材の確保、調査研究の推進、啓発活動について定めるなどなどをうたう内容となっており、また個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童、またその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導、またはその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所管警察との連携について定めると。また、これは多くの自治体では見られないことでありますが、懲戒、出席停止制度の適切な運用、その他いじめの防止等に関する措置を定めるということで、条例もその定める主体、またその内容について、いろんな自治体で十人十色といいますか、おのおの違うようでございます。

本町においていじめ問題を考える前に、教育委員会制度については、かねてから一般的に言われていますように、責任の所在がはっきりしないと議員も御指摘をいただいていた。教育委員会は、委員長が非常勤特別職としてトップであるわけですが、教育長さんは常勤、また学校長、そして県の教育委員会、問題の所在がはっきりしない、責任をなかなかとれない、権限を行使できない形になっているという中で、今、政権のほうも常勤の教育長に責任、権限を集中させるというふうに教育再生会議で御審議中だと聞き及ぶところでございます。

やはり私もそのように考えます。教育委員会の責任と権限をはっきりさせるということが大切で、教育行政に行政がかかわっていくという形は、行政委員会のそもそもの中立性のあり方として望ましいことではないと。これまでは、先ほど教育長さんが申し上げましたように、いじめに対する対処療法的な対策というものを進めてきたということでしょうか。これからは、この親法ができて、今後、先ほど申しましたような条例整備に向けて進めていただきたいとしか、私は申し上げることができないと思っております。

以上でございます。

〇7番（吉富 隆君）

ただいま町長がよそのことも詳しく説明をいただきました。僕も理解をしております。教育委員長と教育長の違いもわかっております。しかしながら、今現在としては、教育長がここに出てくるんですから、議会に。やはり教育長に質問せざるを得ない。答弁は要りませんと、僕がこう申し上げましたのは、今、メールとかネットの問題が加わってくるんですよ。そこからが一番問題点、いじめの問題が今グローバル化されているのではなかろうかという

ふうに思っておりますので、やはり対策にしても条例化するにしても非常に難しい問題とはいえ、町長はここまでしか言えないと言うけれども、やはり行政がしっかりとやらざるを得ないであろうと。どのように法律が変わっていくかわかりませんが、行政と教育委員会と別なんですよね、法律的には。非常に難しい問題だと思う。しかし、今までの議会のあり方としては、教育長さんは必ずここに出席をされますので、やっぱり教育については教育長に質問せざるを得ないと僕は考えております。

したがって、メールとかネットの問題は、もう小学校から中学校にかけては我々よりもはるかに早いんですよ。そこからがいじめが一番出てきているので、そういった対策をどのように今後されるのかなというのが僕は趣旨であったんですよ。今まで同様な答弁ばかりされるので、僕は答弁要りませんと言わざるを得ない。事件が起きてからでは遅いんですよ。

そういったことで、議会も含めてでございますが、やはり子供たちを守っていくという姿勢は、行政ばかり、教育委員会ばかりの問題ではないと思いますが、行政主導型に世の中がなっている以上は、やはり行政が指導をしていく、主体性のある考え方のもとでやっていただく。議会にもこういうことで応援しろよということであれば、議会にはルールがあるので、議長を通していただければできる問題だと。お互いが力を合わせていこうよというのが私の趣旨であったので、御理解をいただきたいというふうに思います。

条例化に向けては、これは条例をつくる前に段階があるんですよ、町長。そういった趣旨をできないものか、取り組む姿勢があるのかなのか、お尋ねをしたところでございます。

町長として、こういった条例化に向けての取り組みはするのかもしれないのか。町長ができないと言えば、教育長に言わざるを得なくなる。じゃ、教育委員長がまだ上ですよと言うなら、ここに出してもらわなきゃできない。そういうふうにはなっていないんですから、今現在は。教育問題というのは難しい。しかし、いろいろ事件があればほとんどが教育長なんですよね、今は。

そういう観点から、逃げるような答弁はしてほしくない、前向きに考えてほしいというふうに強く要望をしておきたいというふうに思います。もう要らんですよ、答弁は。要りません。時間があと40分しかございませんので、答弁は要りません。今後もまた質問をしてまいりますので、よくよく御検討をしておいていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

これで、いじめ問題については質問を終わります。先に進んでいただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

条例化については執行部の今後の検討ということで、ひとつよろしく願いしておきます。次に進みます。

今後の町の運営及び組織についてということで、その中の1番、町長の考えを問うという

ことで答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富隆議員の今後の町の運営及び組織について、まず町長の考えを問うということでございます。

今、組織ということで資料を求められている3項めの行政と関連する組織ということだと思いますので、まず、そちらのほうを資料をもとに御説明させていただきながら答弁をさせていただきたいと思います。

これは9月の吉富議員の一般質問に備えて、各課から法令、条例、規則等に規定する、いわゆる附属機関と言われる組織と、任意団体と書いていますが、附属機関以外のもの、例えば、ここには記されていない懇話会みたいなものは外しておりますが、任意団体を書かせていただいております。

なお、この中には行政委員会と一般的に言われるものについても入っております、これは条例をもとに議会の御承認をいただく必要のある委員の皆様方が所属する委員会も含まれているということで御理解いただきたいと思います。

総務課には、上峰町区長会から特別職報酬等審議会、上峰町交通安全対策協議会、上峰町消防委員会、上峰町防災会議、上峰町行政改革推進委員会、上峰町安全なまちづくり推進協議会、国民保護協議会、災害時避難支援対策協議会、上峰町固定資産評価審査委員会、これは行政委員会になりますけれども、これらが法令、条例、規則等に規定するものということでございます。また、任意団体としまして、上峰町交通安全協会、上峰町自衛隊父兄会、上峰町防衛協会を記しています。

企画課には、法令、条例、規則等に規定するものとして、国際交流推進委員会を上げております。また、任意団体として、上峰太鼓を上げております。

住民課、法令、条例、規則等に規定するものとして、上峰町環境審議会、上峰町要保護児童対策地域協議会。

健康福祉課、予防接種健康被害調査委員会、地域保健対策協議会、母子保健推進協議会、国民健康保険運営協議会、老人保健福祉計画審議会、民生児童委員協議会、民生委員推薦会、地域公共交通会議、老人ホーム入所判定委員会、地域ケア会議を法令、条例、規則等に規定するものとして上げております。また、任意団体としまして、町食生活改善推進協議会、町老人クラブ連合会、町社会福祉協議会。

振興課、法令、条例、規則等に規定するものとして、上峰町都市計画審議会、上峰町営住宅運営委員会、上峰町農村総合整備事業幹事会、上峰町農業振興対策協議会、議員御質問の1項めでございます振興対策協議会でございます。また、任意団体としまして、三養基西部土地改良区、これは公共組合と言われるものになります。それと上峰町商工会。

次に、教育課でございますが、法令、条例、規則等に規定するものとして、上峰町給食運

営委員会、上峰町適正就学指導委員会。

生涯学習課に、法令、条例、規則等に規定するものとして、上峰町生涯学習推進審議会、上峰町社会教育委員、上峰町青少年問題協議会、上峰町青少年健全育成推進員、上峰町スポーツ推進委員、上峰町住民スポーツ推進指導員、任意団体としまして、上峰町青少年育成町民会議、上峰町文化協会、分館長会、上峰町体育協会、上峰町スポーツ少年団、ふれあい遊友かみみね、子供クラブ育成協議会、小学校PTA、中学校PTA。

文化課としまして、法令、条例、規則等に規定するものとして、文化財保護審議会、上峰町太古木等検討委員会、上峰町史編纂準備委員会、任意団体として、上峰町米多浮立保存会、西之宮伝統文化保存会がごございます。

これに欠ける部分もちょっとあることと思いますが、現在、こういう資料をお手元に御提出させていただいております。

まず、この中で分類をすると、地方公共団体に設置される行政委員会、これは先ほど申しました公共組合だとか公共団体等も含まれる——失礼しました。それと別ですね。地方公共団体が設置される行政委員会というものがごございます。行政委員会は、政治的中立性を確保するという観点から、町の指揮監督を受けない、また委員は議会の同意等を経た上で選任される。すなわち、執行機関が一の機関に集中して行政の公正さが損なわれることを防ぐため、行政委員会制度を日本の自治制度として設けることによって、執行機関多元主義をとっているということで定められているようでございます。

次に、附属機関でございしますが……（「議長、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）最後に、しっかりお答えを申し上げます。（「いやいや、質問の内容に答えてよ」と呼ぶ者あり）答えます。その前段として仕分けをしなければ答えられないということでお答えしています。（「この中身を説明しろとは質問していないので」と呼ぶ者あり）失礼しました。

附属機関として、法定で設置されるものと設置が必要ないものということで分けられております。

続いて、先ほど申しました附属機関と別に、準附属機関、これは要綱に基づく検討委員会だとか懇話会といったものが一般的に自治体にはあるということを申し上げた上でお答えを申し上げさせていただきたいと思いますが、今後の町の運営及び組織について、例えば、その運営はどういう基準に準拠しながらなされるべきかという点でございしますが、これは法令で定めた、また行政の判断基準となる手引等、これはいろんな判例がもとになっているものだと思いますが、そうしたもので範囲として定められていることについてのみ行っていくという姿勢が必要であろうというふうに思っておりまして、行政委員会、附属機関、準附属機関とされるもの、また懇話会等のそれぞれの役割を尊重した上で行政としては対応をしていく必要があるということを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

議会でのかわりということで次の項に御質問がございしますが、そこについては後ほど答

弁させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

質問の趣旨をよくよく御理解されていないなと僕は思うんですよ。町の運営と組織ということを町長がどのようにお考えかということなんですが、まちづくりと運営というのは全然違う問題だと僕は考えております。組織があって、運営に物すごく影響をするであろうと思います。町長、よくよく考えてくださいよ。運営をするのは、町長さんが運営するわけですよ。何かをやろうとしたとき金がかかるんですよ。歳入と歳出と合わなきゃ、何かの措置をとらざるを得ない。それを運営、執行長、町長であるあなたがするわけですよ。

組織というのがですね、もう次の質問をしますが、議会もある。また、これに欠けているものも、大きな問題が一つ欠けているんですが、例えば、上峰町が今まで防衛省の予算でいろいろな問題等々を事業展開してきたのは事実であります。ここには防衛協会というのもあります。町長さんが会長さんじゃなかですか、ここは。そうですよね。議員の皆さんは全部、会員なんですよ。大きく影響が出てくるんですよ、町長。よかですか。町長が防衛協会の会長であるにもかかわらず、総会はやっておられますか。自衛隊の幹部を呼んで、きちっとした形で防衛省のあり方等々も会員の皆さんには説明を毎年いただいております。それを、組織と行政の運営について大きく影響があるであろうと僕は言っているんですよ。そういう質問をしている。町長、そこんには理解してくださいよ。まだほかにも問題ありますよ、これは。そういうことをお尋ねしておるところでございます。

これも資料要求をいたしましたところ、数がどのくらいの組織があるのかなという程度で僕はお願いをしたところでございます。担当課にはその旨、ちゃんとお伝えもしておりました。そういうことがですね、まちづくりをするにしても、町長さんね、前回、僕はまちづくりで質問したけれども、きちっとした答弁はなかったじゃなかですか。だから、運営はどがんしんさっじゃろうかと、町は。現状維持でいきんさるこっちゃい、またいろいろ何か計画があるのか、全然議会には見えない。だから、同僚議員からも6月議会では相当質問が出てきたのが所信表明なんですよ。しなかったじゃないですか。だから、僕はそれを何回も質問するとはいかなものかという考えのもとで、運営という言葉を使わせていただいた。それには組織がつながってくる。大きな影響を与える組織が幾つもあるんですよ。行政という組織、議会という組織、第1番目やなかですか。そこら辺に質問の趣旨をよくよく理解して答弁をしていただかないと、時間は何ぼあっても足りない。だから、教育長さんは答弁をすると言うばってん、いや、要りませんと言ってきたのは、こういうことですよ。

私の質問はここが軸でありますので、その辺について、もうとやかく私も申し上げませんが、初めの町長さんの考え方を問うということについては、またお伺いをするということで、議長、先に進めてください。お願いいたします。

○議長（中山五雄君）

もう答弁は要りませんか。（「要りません、要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

行政と議会についてということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほどの質問はちょっと理解に苦しむところで、行政の委員会、審議会等にさまざまな役割があるということを申し上げました。

質問の事項が防衛協会のことだと聞きましたが、防衛協会は任意団体ということで記していますが、準附属機関だと思います。これについて私が会長を兼務することが支障があるということであれば、それは法律上は行政委員会の中立性とか附属機関についてさまざま、それぞれ定めがあつて、今、吉富議員おっしゃるように、委員会、審議会、さまざまな組織の性格とか法令上の取り扱い方というのを理解していただくために冒頭に十分説明をしたつもりでございます。

防衛協会につきましては、町の総務課がこれまで担ってきたわけでありますが、私自身は民間の有志による任意団体という性格がふさわしいということで考えを進めているところで

す。さて、お尋ねの行政と議会についてでありますけれども、行政と議会については、これまで二元代表制のもと、これも法律で定めるところにより適切に運営がなされてきたと思います。議会の質問で、一時期、社会福祉協議会の質問等があったことがありますが、これも行政委員会、附属機関、そして準附属機関というものの性格をしっかりと理解した上で、議会の一般質問の範囲というものを考えていくべきだというふうに改めて認識するところでございます。その他の団体についても同様に考えます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

議会と行政ということで質問をしているのは、これは本当はする必要ないと思っております。議会にしても、議会の置かれている立場は議員さんおのおのが理解しておられるものだと思っております。行政も行政のあり方、置かれておる立場というのは理解してあるというふうに思っております。しかしながら、よくよく考えるとそうでもないというふうに僕は思うので、この問題を出させていただいておるわけですが、やはり我々は二元代表制を取り入れて、4年間の任期ということで、町長、議会は町民の皆さんから選挙で選ばれた人間だと思っております。我々議会の置かれておる立場というのは、まずもって先に住民が町長と議員を直接選ぶ二元代表制というのが基本だと思っております。ここで行政と議会の違い、置かれている立場は大きく分けられているであろうというふうに思っております。共通する点は、選挙で選ばれる、4年間の任期だと。基本中の基本ですよ、町長。

そうでしょう。

だから、我々は行政のことをいろいろ申し上げるのは一般質問とか議案審議のときしか言えない。立場上、そうなっています。議会の権限というものは、最高議決機関であるというのが第一に頭に来るわけですね。議決したら責任があるとですよ、議会にも。ほかにもいろいろな重要な基本的権限が議会にはございます。しかし、そういうことを私は申し上げているわけでもないし、それは言う必要もなく、議員であれば置かれておる立場というのはきちっと理解してあるべきであると、それが基本であろうかと思っております。

そういった問題等々がありますので、組織についてお尋ねをしようところでございますので、町長の置かれておる立場と議会の置かれておる立場というのは全然違うんですよ。何回もこの議会で申し述べてきましたが、日本の国は法治国家であって、憲法があって、法律があって、その下に規則なんですね。そして、三権分立がもういっちょ加わってきます。そういう流れになっているのは言うまでもないことなんですよ。だから、町の運営にはこの組織というのが大きく影響しますよと僕は言っているわけ。町長がよかごとでもでけん、議会がよかごとでもでけんごとと法律でなっておるもんね。それは基本中の基本だと思います。そう言いながらも、行政主導型の世の中なんですよ。議会は町長が招集されます。提案をされて、議会に協議をしてください。議会は議決をしなければならないと、こう法律で定めてある。議決をせんばいかんごととなっておるわけですよ。それが基本であろうというふうに思っております。

だから、よほど町長にも好かんことも言ってきました。議会とはよう話し合いをしておかんばいかんよという話も何回もしてきました。しかし、なかなか御理解もいただけない部分もあったかと思えます。町長は町長の立場があるでしょう。そういうのが議会と行政のあり方であろうと、基本的に思っております。

そこら辺について、町長さん、どのようにお考えでしょうかね。お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富議員のお尋ねであります議会と行政についてという質問要旨でしたが、今、ようやくその中身がわかってまいりましたけれども、質問の範囲のことだと理解しますが、基本的には私どもは招集を提案しますけれども、議会のほうから説明員というものを要請されます。行政は議会の議長から説明員を求められ、ここに出席をし、所管の範囲の行政事務についての議員からの一般質問に備え、答弁をしているということをまず理解していただきたいと思えますし、会議規則は、要するに議会が説明員の要求をされるというところから始まるということでございまして、自治法の第121条ですか、そういうふうに書かれております。

「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長」等々、「法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、

議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。」と書かれているとおりであります。

よって、所管の事務を超えるもの、例えば、先ほど申しました行政委員会だけでない附属機関、また準附属機関について質問が及ぶときにあれば、それは議会、議長のほうから説明員としての要求がなされ、当然、公共組合等の公共団体については、その出席要請に応じて出席し、説明をしなければいけないというふうな考え方が自治法の中にはあるということで御理解いただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

一般質問のあり方は、町長が言われるとおりであります、自治法にちゃんと載っていますからですね。私が先ほど申し上げたのは、町長が議会を招集されまして議案を一括上程された部分について、我々議会というのはそうありますよと。しかしながら、一般質問については議長に通告書を出して、こういう質問が出ていますからというようなことの流れですもんね。それは僕も理解していますよ。そういう議会と行政というのをお互いがやはり知っておく必要があるんですよ。だから、質問している。順番を追ってしよとですよ。だから、こういう質問はする必要もなかとですよ、本当は。しかし、しなきゃならない。置かれておる立場を理解しない人がいるから、こうなるんですよ。町長も大変ですよ、本当に。

私はそういうふうな観点で質問をしているところでございますので、3番目の全般についてでございますが、議長、引き続き私のほうから質問をよろしいですか。質問を3番の項でしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○7番（吉富 隆君）

先ほど町長が言われるようにですね……

○議長（中山五雄君）

まず、答弁のほうからでしょう。3番でしょう。

○7番（吉富 隆君）

いや、これは答弁しようのなかでしょう。

○議長（中山五雄君）

組織全般についてでしょう。

○7番（吉富 隆君）

いや、組織全般については答弁のしようがないでしょう、質問していないから。

○議長（中山五雄君）

いや、ここに上がっていますよ。

○7番（吉富 隆君）

何が。（発言する者あり）そうでしょう。

○議長（中山五雄君）

はい、わかりました。どうぞ。

○7番（吉富 隆君）

だから、それをお許しいただきたいというふうに思っております。

いろいろくどいことを言うようでございますが、先ほど町長が任意団体とかと、そういう問題等々を言われておりました件でございますが、防衛協会の問題、やはり任意団体であろうと、上峰町が防衛省の予算をいただいているいろいろな事業をやっていきますから密接な関係がありますと、僕はこう申しております。だから、そこら辺については、任意団体であろうと、やっぱり自衛隊関係、防衛省との関係はうまくやってくださいよという観点から申し上げております。

しかし、防衛協会の会長さんである町長さんが総会もしないということはどういうことなのかと僕は思うんですよ。今後についても、町長さんとか議長になると、いろいろな組織の中に招待状が来ますよ。来ると思うんですよ。私も議長の経験が4年間ありますが、相当来ます、この組織から。行かざるを得ない。どうしても行けないときは、どうするのかと。議会の場合は副議長さんをお願いしよった。町長さんは誰にお願いするですか。副町長か、担当課、総務課長あたりだと僕は思うんですよ。そうでしょう。議会と行政の違いというのは、ここにあるんですよ。そうじゃなかですか。うわさによれば、町長のかわりに議員さんをやったという話があります。それで、お尋ねでございますが、それが本当かどうかお尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま7番吉富議員からの御質問でございます。

防衛協会、任意団体とくぐられましたが、先ほどから申し上げていますように、附属機関の中でも附属機関と準附属機関があり、防衛協会は準附属機関ということで私は位置づけております。これは土地改良区、公共組合等よりも、答弁の必要は本当はないものでありますけれども、私が会長を務めているということでお伝え申し上げます。

これは事務局等で、総務課から引き離して、やはり民間のしっかりした有志で吉野ヶ里町並みの防衛意識を持つ必要があるということで、かねてから考えておりまして、昨年度、研修を始め、研修を通じて防衛省、また目達原駐屯地との関係を強化するという取り組みの中でこの対応を行ってきたところでございます。

防衛協会については、特定防衛施設関連市町村調整交付金が入るまでは補助金というもののごくわずかしかなございませんで、きちっとした研修等に時間を割くことはできないということで、23年度に特定防衛施設関連市町村として認定を受けて以降は研修等に努め、防衛意

識の高揚に努めていくという中で、今現在、150千円でしたか、補助金をいただいているところでございます。毎年、研修を行っていくためには、事務的なコストを最大限減らし、研修に費用を充てるということが一番必要で、昨年度、事務局体制、また研修に行く中で、私自身が判断したのが事務局の総会を研修の日にあわせて行う。吉野ヶ里町と同じやり方ではありますが、そうすることで、発送、また準備等にかかる費用、これだけで数万円いってしまうというような状況でございましたので、そのコスト削減のために総会と研修をあわせて行うということで、この議会後に研修を行う予定を事務局のほうに指示しております。

これは任意の団体でございまして、民間の住民の方々がかかわってくださっています。それをお手伝いしてくださる議員さんも昨年の役員会で承認を受け、9番の林副議長が役員となられ、事務局長は皆さん御承知の、名前はちょっと控えますけれども、住民の方がなられているということでございます。それをお手伝いされる方に議員さんがおられるということは承知のとおりでございます。

私自身は基本的に社会福祉協議会、ほかの団体と同様に、私の出席が困難なときは、その事務局長にお願いをします。また、その事務局長が困難な場合は、事務局長の指示でほかの会員の方にお任せをされるということは、あっておかしくないことだと。ましてや準附属機関でございますので、議会がそこにいろいろ御質問をすべきなのかという問題提起もさせていただいて、私のお答えとさせていただきます。

〇7番（吉富 隆君）

町長さんね、そがな逃げのような答弁をしちゃいかんよ。（「逃げていないです」と呼ぶ者あり）逃げておるじゃないですか。あなたが会長でしょうもん、任意団体と言いながらも。

じゃ、課長に聞くよ。（「課長は所管じゃないですから」と呼ぶ者あり）誰ね、そんなら。（「私です」と呼ぶ者あり）そんなら、あなたに聞きよるじゃないですか。（「だから、私は逃げていないです」と呼ぶ者あり）いや、逃げていないやないね。町長さんに招待状が来て、町長さんが誰に頼むねて僕は質問をしようとよ。行政と議会の違いというのを最初から質問しているじゃないですか。全然違う立場にあるにもかかわらず、行政の町長が、自分が行かれんけんというて議員さんば出してよかですか、総会とか会議に。できないでしょうもん、常識的に。何を頭をひねりよるね。できるわけなかじやなかですか。議会の置かれておる立場と行政の置かれておる立場は全然違うんだから。

行政の町長さんに来たら、町長さんの行政の流れの人が町長代理で行くのが、これは常識中の常識じゃないですか。違うんですか。僕は違うと思う。町長さん、何でそんなことができるの。任意団体であろうと、行政関連であろうと、それはできないでしょう。じゃ、副町長さんがでけたにもかかわらず、そういうことをやるんですか。担当課もおる。全然違うと僕は思うんですよ。（「議長」と呼ぶ者あり）町長、答弁する余地がないんよ、僕に言わせると。これは1回じゃないんですよ、調べてみれば。だから、議員さんも議員さんと思

う。議会の置かれておる立場というのがあって、それに出席する自体、おかしい話であって、この問題については、議会のことはここでは議長に質問できないので、後で措置をしていただくようお願いをしたいというふうに考えております。これはあってはいけない。しかも、役職を持って、それはできないでしょうと僕は思っております。

だから、この問題については、これ以上、町長のお考えを聞く必要もないかなと。ね、町長。議会は行政の配下じゃない、対等にあると僕は最初から言っているわけですから。何を考えて言いよるですか、そがなことば。しっかりと傍聴人も聞きよんさる。行政には行政の立場があると最初から言いよる。議会には議会の立場がある。町長さんの代行が議会のできるかと言いよるとですよ。僕はできないと。いま一度、町長の御答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富議員の御質問でございますが、私は吉富議員がまさに今、混同されている整理をしたいと、ずっと申し上げてまいりました。私が就任時に、社会福祉協議会の内容について吉富議員のほうから質問がございました。ここで答えるべきでなく、説明員もいないという状況の中で答弁を求められました。その際は、社会福祉協議会の組織としての性格というものを出し分けせずに、私が会長として答弁しました。今回も防衛協会の会長ということで、密接に関係があるという言葉のみで、その答弁をしなければいけない環境に今ございます。

だから、十分時間を割いて申し上げたのは、行政委員会、附属機関、準附属機関と法律で定め、判例に基づき、行政として答弁の範囲を定めている手引がございます。その範囲に従って今後は対応をすべきだということで、議員がかねてから申されております土地改良区につきましの議会の質問も、その仕分けに沿って答弁を差し上げるべきだと。

あるときは、附属機関であっても答弁をしなければいけない。その判断も議長に御判断していただかねばいけないというような状況があったり、あるときは、それは町執行部、もしくは説明する必要はないというのは余りにもやはり理不尽なところがあるのではなかろうかということで、冒頭にしっかり説明をした上で、答弁の範囲と説明をするべき主体というのを確認させていただいたところでございます。

防衛協会につきましては前述したとおりの対応でございましたが、議員の方が参加されるのは事務局長の指示でありましたけど、そういう声があり、より民間の住民の皆様方による構成にしたいということが私の本意でございますので、局長と協議をして、今後、代理出席等は民間の住民の皆様方に代理していただくというふうに切りかえるよう要請をしてまいります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

防衛協会のことをしきりに言われるんですが、任意団体とはいえ、今まで防衛協会としてそれなりの町が世話になったところでもあるし、それは道義的にもやっていかざるを得ない。

今まで町長がほとんど会長をして、そういった指示を総務課にして招集をされてきました。会費も議員の皆さんも納めてある。にもかかわらず、やっぱり何事も長なんですよ、責任というのは。指示を出すのも。そうでしょう。それを民間に云々ということは、僕は相ならんと思っております。やっぱり首長であるがゆえに、目達原駐屯地、防衛省との関連、補助事業をいただくにしても、今回も、町長初め、議員の皆さんと陳情されたときも防衛省にも行ってあるんですよ。

そういったことの観点から僕は申し上げているんですよ。大事に下さいよと。防衛協会があるなら早く総会をして、やっぱり物事をスムーズにやっていってくださいよというのが趣旨であって、今までだってね、そういうふうにあなたの部下は動いてきたでしょう。そうでしょう。

いろいろな任意団体にも町長は顔を出されるんですよ。いろいろなこれだけの組織があるので。議長だって、そうだと思う。大体町長と議長は同じところに呼ばれるんですよ。そんなときに町長が行くことができなかった、何らかの都合で行けなかったというのに対して、議員を町長代理で出すのは、これはいかななものでしょうかと言いますよ。それは僕はできないであろうと、常識的に。1回のみならず、2回ですもんね。何月何日、どういう趣旨によって、どうやって行かれたということまでちゃんと調べた上で僕は言っていますが、ある自衛隊の方から上峰町は防衛協会はどがんっておるとかいという意見をいただいたものですから、これを調べてみました。やっぱり何というのですか、防衛省からもいろいろな補助をもらっているのですね。今までにどれだけの防衛省からの補助を上峰町はもろうてきておるね。それなりのことをきちっとするのが町長さんの務めじゃろうもんと言いますよ。そいけん、しっかりとやってくださいよと言います。やっぱり人間は感情の動物だから、陳情に行っても、そういったことは上にはすぐつながりますからですね。そういうことをきちっとしてくださいよと。町長がそれやってどんどん突っぱねられるなら、それも受けて立ちましょう。今後の問題として、課題として僕はやっていきますから。

そういうことでございますので、ぜひとも首長さんがしっかりと上峰町の運営に、またまちづくりに御貢献をしていただくように。そのために一般質問というのがあるので。趣旨がなけりやできないですよ。ちゃんと議長の許可をとってやっていますので、それがルールなんですから。法律以外にもルールというものがあるんですよ。

そういうことをきちんと申し述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「もう要らんですよ」と呼ぶ者あり）

それでは、吉富議員の質問は全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから8番大川隆城が一般質問をさせていただきます。

まず最初に、副町長にお尋ねをしてみたいと思います。

去る7月1日付で副町長に御就任をいただき、2カ月半程度に経過したわけでございますけれども、これまでこの2カ月半の間で、副町長就任後、この上峰町がどういうものかということで、今、事業推進している件を含めましていろいろと見聞をされ、そして、そういう中で、町としてどうあるべきかということも、あらかた御認識をされたものじゃないかと思っていますところでございます。

今までは私たち町内の者がいろいろと気を配って、いろいろ気づくようにという努力をしてきたところでありますけれども、やはり今回、副町長は初めて上峰町においでになって、第三者的な視点と申しますか、そういうことでごらんになったときに、私たちよりか違う形でのお気づきになった点もあるんじゃないかなろうかというふうにも思っているところでございます。

第一印象というものがなかなか重要になる場合もございますし、また、それが、その第一印象によって今後どうするかという方向を生み出す、そういう場合もあるんじゃないかなという気もいたしますので、まず、副町長がどのようにお感じになっておられるかを、お聞きをしてみたいと思います。

2番目に、教育行政推進についてということでお尋ねをしてみたいです。

まず最初に、この教育委員会というものは、ここに、24年度の運営状況の点検評価というような資料をいただいておりますけれども、この中に、教育委員会の目的は、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、地域の意向を反映した教育行政を実現するということがうたっており、これは言うまでもないことだと思いますけれども、その2番目に仕組みの中に重立ったもので、首長部局から独立した行政委員会としての位置づけであるとうたっております。

そういうことから考えますと、やはり教育行政推進につきましては、教育委員会5名の教

育委員さん方がいろんな案件について、先ほども同僚議員からいろんな質問ございましたが、そういうことも含めまして、いろんな案件について協議をされ、決定をされ、そして、進めていくという形であるものと思っておりますが、毎月、定例の教育委員会は月末近く開催をされ、中には臨時教育委員会等もされているようでございますが、それ以外にも、教育委員さん方が要件によっても異なるかと思いますが、教育委員会事務局のほうにどれほどおいでいただいているかなという感じがしておるものですから、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

そういうときに、今度は教育委員がおいでになっても、例えば、今の事務所の中では、各職員さんお仕事されている中で、いろいろ話をするのもなかなかしづらいんじゃないかなという感じもしますものですから、じゃあ、そういう教育委員さんがおいでになったときに、教育委員さんが一緒に集ってといいますか、集まって会議といいますか、その意見交換と申しますか、そういうことができる部屋といいますか、スペースが確保されているかどうかということもお聞きしたいと思います。

第2番目に、全国学力テストの結果が新聞等々でも公表をされておりますけれども、この中で、県内の中学3年生全科目その正答率が下回る。小学校の6年だけが国語Aだけ上回るというふうな新聞記事等で報道がなされておりました。

そういう中で、この上峰小・中学校は、1校ずつではございますけれども、上峰の小・中学校の現状と申しますか、その辺はどういうふうかをまずお尋ねしていきたいと思います。

次に、キャンプ場の今後についてということですが、このキャンプ場の使用等々につきましては、現在は使用中止をされているわけでございます。

この件については、以前から何度となく、どうするんかいという御意見が議員さん方からも出ていたわけですが、つい先日、現状はどうかというふうに思って、現地に行ってみてまいりましたところ、やはり例のUFOテントはもう、どのテントも底が抜けている、あるいは支柱もさびだらけで、何もかんも使えない状況。ましてや今度はその周辺は、これまた草ぼうぼう、大分大きくなった木も生えていますし、また管理室、あるいはその横にある便所とか、シャワー室ですか、あの辺ももう閉じたまんまであるものですから、風通しもされているかどうか知りませんが、なかなか傷んでいるんじゃないかなという感じ。

それから、電源の大もとになるボックスのところも、無理やりこじあげようとしたような跡も見受けられたというふうなこともありますものですから、もう長年その状況が、そのままにしてあるんじゃないかと、やはり次の段階に有効利用するためにどうするかということは、当然考えていくべきことじゃないかと思います。

そういう意味から、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

大きな3番目に、玄海原発の安全協定についてということでお尋ねをしてみたいです。

そのまず第1点、この安全協定の中身というものが、新聞報道等で8月27日付の新聞に、

8月26日に県内17市町と、玄海原発と安全協定を締結したというふうなことで報道がなされ、今回その資料をいただいたわけですが、まず、この協定書について御説明をいただきたいと思います。

次に、第2番目にヨウ素剤の準備はどう考えるかということでお伺いしておりますけれども、これは、先日来、開かれました町の防災計画策定委員会ですか——の中でもお尋ねしてきたかと思いますが、今現在30キロ圏内といたら、玄海、唐津、それと、今伊万里市がいろいろ問題あっているわけですが、30キロ圏内には、このヨウ素剤を既に配布していると。しかし、上峰町を含めて、ほかの17市町は30キロ以外、それより遠いといいますかね、30キロ以上の圏内になるわけですが、仮に万が一事故があった場合に、放射能が放出したと。じゃ、それが風に乗って、その向きによっては30キロ圏内にとどまるか、それ以上に流れるか、当然、流れることが大半じゃなかかという感じもいたします。そういうときにやはり、まず予防の手だてとするこのヨウ素剤は準備をきちんと、それこそ防災という意味からも含めてきちんと準備をしておくことが必要じゃないかという感じがしますので、というふうかをお尋ねしたいと思います。

第3番目に、町村会として原子力防災への財政支援等の要請をすべきではないかということでお尋ねをしておりますが、この件につきましては、これまた新聞報道で知ったわけですが、8月28日付の新聞に、佐賀県の市長会が27日付で原子力防災の緊急時防護措置準備区域の拡大に伴う防災事業への財政支援など一般行政関係30項目、教育関係5項目の要望書を提出したという報道がなされました。

やはり先ほども言いますように、県内各市町全域でこの原子力防災について取り組むべきだということであるとするならば、やはり市長会のみならず、各町も当然同じ立場でもございますものですから、やはり市長会におくれることなく、こういう要望書も出して全県的にきちんとした形での支援を受け入れていくように要望をすべきじゃないかと考えますので、お尋ねをしてまいりたいと思います。

第4点目、不妊治療助成への取り組みはということでお尋ねをしてまいりたいと思います。

この不妊治療につきましては、なかなか難しい問題ではございますが、この不妊治療につきましても人工授精、体外受精、顕微鏡受精ですか、3通り、4通りほどのその治療の方法があるようでございますが、何せこの治療にかかる費用が、1回につき300千円から500千円というふうに、大変高額な費用がかかるようであります。また、そしてその治療費が高くなるのと同時に、その女性の体に対しての影響も、本当に大変な負担があるようにも聞いております。

そういう中で、やはり不妊治療をやっても子供を持ちたい、子供を産みたいという希望の方はいっぱいおられると思いますが、やはりこの費用の問題、それから、会社勤め等々、仕事の問題等で、やむなく諦めるという方もいらっしゃるんじゃないかなという感じが

いたしております。

そういう中で、県内どういうふうかなということで調べましたところ、県内20市町のうち8市8町、県内16市町が金額等、それからその回数等はそれぞれ違うところありますけれども、押しなべて100千円から300千円補助を出されているようでございます。

今後この上峰町、おかげさまで今、人口がまだまだ増加の傾向にございますけれども、やはり先々をシミュレーションしたときに人口減というふうなことも出て、示しがあっているようでございますので、その辺からも考えてみますときに、やはり子供を持ちたいという方々に、できるだけその要望に応える意味も含めて、この上峰町も町単の助成をしていくべきじゃなかろうかなと思いますので、その辺をお尋ねしてまいりたいと思います。

最後に、第5番目、フォアス事業の進捗状況についてということでお尋ねをしてまいります。

昨年度24年度から今年度25年度、このフォアス事業、とにかく農業振興の一番最先端を走ると申しますか、県内でも一番最初に上峰町が取り組んでいるようございまして、これがいわゆる水位の調整によって、以前は田んぼで栽培は米麦中心だったのが、野菜類等々いろんな作物に適合して栽培ができるようになるということで、大変あちらこちらから注目を集めているところでございます。

そういう中で、本当にこの事業推進に当たっていただいております皆様方の御努力に対し、心から敬意を表する次第でございます。

そういう中で、25年度、本年度の事業実施について、既に先日、工事入札等も終わったようにもお聞きしますし、これまた農業振興に関しての行政所管課は振興課でもございますし、また町としても、これは大変なる大きな事業でもございますので、その辺把握をされているかと思しますので、その所管課あるいは行政のほうで把握している範囲で、ことしの25年度のフォアス事業の推進についてどういうふうか、その先ほど言いました、入札状況も含めてお聞きをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の総括質問、以上で終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず最初に、上峰町の印象及び気づかれた点ということで、2カ月半ぐらいたちますが、その第三者的視線での町の印象はということで質問がされております。どのように受けとめられておるものかということで、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

皆様こんにちは。大川議員の御質問にお答えいたします。

さきの6月定例会におきまして、議員各位の御同意を得て、7月1日、副町長に就任し、それから2カ月余りが経過いたしました。

就任直後に、庁内各課等から、それぞれの業務内容や課題等について聴取させていただき

ました。また、毎月上旬行われます定例の区長会、それから、就任直後に参加させていただきました青少年健全育成地区懇談会、それから環境パトロール、県消防操法大会に向けての訓練への訪問・激励、地域で行われております各種行事、老松神社におけます22世紀に残す佐賀県遺産の県の事前調査への立会、教育委員の方との意見交換会などに参加させていただき、地域住民の方々の御意見などを直接お聞きすることができました。

これらを通して、私がこれまで従事してきました県職員としての業務とは違い、町の業務が広範囲で多岐にわたること、県と比べますと、非常に住民の方との距離が近いこと、身近であること、財政健全化を図りながら、地域住民の方の多様な行政ニーズへ対応していくという行政運営の難しさ、町長を初め、職員の方が住民目線、住民本位での行政を目指されていることなどを目の当たりにしまして、改めて副町長としての責任の重さを再認識し、痛感したところでございます。

まだまだ2カ月余りの期間でのことでございますので、今後ともいろいろな場面で、いろいろな方々との情報交換や意見交換などを通して、町政の発展のために、誠心誠意、努力していく所存であります。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、副町長の受けとめ方といいますか、お考えをお聞きさせていただきました。やはり県職時代とは全然違うわけでございますが、本当に目の前で住民の方々と接し、そして、いろんな要望をじかにお聞きされて、そして、それを反映していかなくちゃならないということはどうも当然のことです。

こういう言い方をすると、本当申しわけないんですが、私どもが県庁等に参りますときには、県庁の職員さん等が、市町の職員さんとかと目線、あれは全然変わりませんよというふうなことを言われるんですが、やはりその感じとしてはまだまだ、その差があるんですよ。なかなかそれがね、口と――言うこととあれと違うじゃないかというような感じをしてきた経緯がありますが、まあ副町長がそうだとはいけません。今までも、それなりに一生懸命頑張っておられたと思いますが、なおさら、今言われたように住民目線でといいますか、身近なところで接していただき、少しでも、一つでも住民の皆さんの御意見をすくい上げていただいて、町長が示す施政方針の中でうたってきた今年度の方向性について、本当に女房役として頑張りたいと思います。

今、2カ月半ぐらいでまだまだいろいろお聞きするのは無理だと思いますので、今おっしゃられたお気持ちで、今後対応をしていただき、そして、先ほどもあったかと思いますが、行政、議会、そして皆さんと一緒に、この上峰町が、県内で一番小さな町でありますけれども、やはり上峰はいいなと言ってもらえるようなよい町になるように、お互いに努力をしていければと思いますので、どうぞ今後とも御尽力いただきますことをお願いいたし

まして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次、進みます、教育行政推進について。

業務推進について、教育委員会（５名）により協議決定されるものだが、月に何度ほど参集協議の場があるものか。また、委員専用の部屋はあるのかということで、この中で２点お尋ねをされておりますが、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

８番大川議員の、月に何度ほど教育委員会は参集され協議されているかということから、まずお答えさせていただきます。

もう議会のほうには、先ほど申されましたように運営評価等でお届けしておりますので、具体的には把握はされておられると思いますけれども、御案内のとおり、町の教育委員会の会議規則、これがございまして、その第３条に、毎月１回招集する。そして必要がある場合には臨時に招集していいですよということが書いてありますので、それに従いまして、先ほど議員からもお話出ておりましたけれども、大体、定例の教育委員会というのは、毎月最終の月曜日ということで招集をさせていただいております。ただ、いろんな行事の都合、それから、委員さんたちの都合もございまして、若干ずれがあることもございます。

それで、私は就任して今１１カ月になりますけれども、定例教育委員会は、だから、１１回でございます。臨時の教育委員会というのは、４回ほど開かせていただいておりますけれども、重立ったものは、臨時に開くのはやっぱり人事関係が主でございます。教職員の人事異動という時期に大体開きます。

それから、ことしに入りまして、その臨時に開かせたものの一つといたしましては、やはり教育委員さんたちのほうから小学校、中学校の児童・生徒の学力向上のためには、今、小中連携の教育を推進しておりますので、その実態をよその町、今、私たちの町では授業参観等で行っておりますけれども、よそがどういう取り組みをしているかというようなことも意見が出ましたものですから、７月には隣町、市の——鳥栖市の小・中連携の一貫校を視察に、臨時に行ったりしております。そういうふうな形で随時、教育の部門で検討する必要があるという場合に、臨時の教育委員会を開いています。私の１１カ月間では、４回ほど開かせていただきました。

続きまして、専用の部屋がありますかということですが、これはもう御案内のとおり、私も教育委員会は、町民センターを間借りさせていただいて、教育行政事務をさせていただいているというふうに私は認識をさせてもらっております。

したがって、あいている部屋があればですけども、今現状では、いろんな形で利用されておりますので、専用の部屋というのは見つけきれないでおります。

教育委員会の会議としては、2階に209号会議室がございますので、ここで、教育委員さんたちと意見交換、あるいは協議をさせていただいておりますが、今先ほど8番議員の大川議員さんから、いろんな話はどこでしているかと言われていましたが、その定例の教育委員会はそういう場ですけれども、ちょっと寄っていただいて検討したいという場合には、これは教育課にかかわること、あるいは生涯学習課にかかわることでもありますので、課の職員の方がおられても、それは、むしろ都合がいいようなケースもございますので、教育長室のところで集まって話をさせてもらったりもしております。ですから、その場に応じてやらせていただいております。特別な部屋はありません。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、定例教育委員会などでどういうことをしているかということもございましたけれども、これはもう、町の小・中学校の教育、あるいは生涯学習、乳幼児さんたち、あるいは保育園、そういうところから御高齢の方々のそういう取り組みなどについて各課から出てくる案件、町独自の取り組みについて協議していますし、また、県教委からいろんな情報、指示が流れてまいります。それを町としてどういうふうに取り組んでいくかという形で、そういう協議をしております。

それから、先ほど教育の中立性、行政と教育とはちょっと立場を離してということで、中立性もありますけれども、やはり何といても、町の教育を推進していく上では予算が必要になってくるわけですね。そういう意味では、教育委員会というのはこういう形です。思いますよという、あるいは首長さんたちも教育に対する思いもあられましょうから、そういう意味では、その場を設けたりをしております。そういう形で、臨時の教育委員会というのは開かせていただいているということで、答弁を終わります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま御答弁をいただきましたが、明確におっしゃったのは毎月の教育委員会開催の件をおっしゃられたわけでございますが、やはり先ほどの同僚議員からの質問でもいろいろ出ております。

これは、教育問題については、ほかの議員さんほとんどが関心をお持ちであり、やはりこの上峰町から優秀な人材を輩出するためという思いがございますから、いろいろと質問があっているかと思いますが、そういう中でいろいろ出たことについて、いろいろこれはどうかいと、出たことについては当然教育委員会を、教育委員さんを招集されるなどして会議をされると思いますが、それ以外でもやはりそれぞれの委員さんが気軽にといいますか、気づいたことがあったらすぐ教育委員会に行って協議をすとか、いろいろなくても気軽に足入れをして、いろんな、先ほども言いましたような情報交換といいますか、そういうことをやりながら、じゃあ、この件についてはどうかというふうな話もつながっていくんじゃないかなうかと思っておりますものですから、もう少しこう、教育長は当然、いつもおんなさるわけですが、

ほかの委員さん方が、そういうのがどうかなという感じがするわけです。

ですから、先ほどおっしゃられた月1回の教育委員会にしても、まあこれが外れとったら申しわけないんですが、教育長からの一方的なといいますか、報告で事後承認的な形で終わるのが多いんじゃないかなという感じがしてなりません。

ですから、それも当然ありでしょうけれども、それ以外にも、定例の委員会のほかにも、さっき言ったように、ほかの委員さん方が気軽に足入れ、立ち寄ってもらって、そしてその都度、いろんな面での事前の協議的なことをやるようなこと、雰囲気といいますか、そういう形を醸し出していく必要があるんじゃないかなうかと。

そういう場合に、先ほど教育長の前のソファのところでということもおっしゃいましたが、なるほど、あそこでも結構でしょう。ただ、いろいろ例えば何といいますか、掘り下げた話とかする場合なんかはやはり、そこじゃしにくい話も出てきはせんだろうかと。いろんな情報交換の場においても、正式な教育委員会の開催じゃなくても、そういうときには、やはりどこかの部屋をというのが必要じゃないかなうかなという感じがするわけですが、そういうことを思いますときに、これは当たっていなかったら申しわけないんですが、教育委員会の事務所から2階に上がってすぐのところに円形といいますか、楕円形といいますか——の会議室があるわけですが、あそこが、いろいろほかの会合等で使われているということは余り聞かないような感じもするものですから、あの辺を、今言いよる教育委員さんのおいになったときのいろんな話をするスペース、場としては利用できんものかなという感じがしておったわけですが、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

終わりのほうから話しますと、209号室、あそこで一応、定例教育委員会やりますけれども、あその場合には、中学校校長、小学校校長等と呼ばい出したりしたときには、いろいろと細々とした話になりますので、そういう機会を使ったりします。

それから、いろんな方が——保護者の方がおいでになったりするときには、その部屋を使わなければいけません。だから、あの部屋は、随時、自由に使えるというような形で使用させて、今後もそういうふうにさせていただきたいというふうに思っておりますので、あその部屋については、お許しを願いたいというふうに思います。

それから教育長が、議案、協議題を出しましたら、ほとんどが了解して、そのまま通過ということのような趣旨の御質問がありましたけれども、私のこの教育委員会をさせていただく上では、委員さんから積極的な意見が出てきて、かなり協議をしていただいて、それで、まとめ上げをさせていただいております。ああ、その1件は了解、はい、しゃんしゃんという形ではありません。どういうふうに持っていっていいかということ、委員さんはそれぞれ御意見を持っておられますので、町としてどうあったほうがいいかということでお話を

いただいております。その上で、教育委員会として、小学校、中学校、あるいは保育園、幼稚園、あるいは今度は生涯学習に持っていった方がいいかという形でいきます。ただ、生涯学習とか教育課に関連する協議の場合には、その場に課長もおります。その課長からの説明を受けて、そして、委員さんの意見が出まして、そこから決定していくという形でありますので、十分な協議をさせていただいているというふうに私は思っております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○8番（大川隆城君）

そしたら、済みません、一つ確認ですが、先ほど私が言ったあの部屋が209号室なんですか。ああ、失礼しました。

今ですね、活発なる意見交換をしてということでの答弁がありましたが、先ほど言いましたこの24年度の資料を見ての範囲でありますけれども、先ほど同僚議員が質問されました土曜、日曜開校の取り扱いについて、あるいははじめの関係について、あるいは体罰に係る実態把握調査について等々が協議をなされておりますが、この資料を見る限りは、それぞれ年に1回しかされていないように示しがあっております。

やはりこういうことはもう以前から、いろいろと何回となく出てきた問題でもありますし、当然1回こっきりで解決する問題じゃないとするならば、何回となく協議を重ねていかなくちゃならないことだろうと思いますけれども、この資料の中に、教育委員会を開催された項目としては1回ずつしか上がっていないものですから、じゃあやっぱりこうこうこういうふうだからということで、終わりかなという感じをせざるを得ん部分もあったわけでした。

ですから、やはりどうせこういうふうに資料としてお示しをされるとするならば、重要事項については何回となく協議しましたよというのを、こういう資料の中でも、示しをしてもらえれば、ああ、なるほど、何回となく協議をされてこういうふうになっているんだというのがわかるわけですが、1回しか示しがないとすると、先ほど言いましたような受けとめになる場合もありますので、その辺は示し方も、できればもう少しわかりやすくといいますか、より実情に応じた示し方をしてもらえればと思います。

また、この資料の中で一番最後に、教育委員会の活動状況自己評価というその示しが、資料がございます。その中で、A・BランクでBランクに自己評価されたというのが、小・中学校長との懇談会、年2回、小・中教頭との懇談会、年に1回、この辺については各学期ごとに開催するという、改善点として、各学期ごとに開催するというふうにし示されています。

それから、町長との懇談会、年に1回とされていますが、先ほどもちょっと触れられましたが、委員会側より町長に現状を十分理解もらえるように努力するという改善点が示しをされております。

それと、学校給食の試食、年に2回、これは回数をふやし意見提供ができるようにするという改善点をお示しされておりますが、この点については、今年度25年度については、どう

いうふうに改善をして取り組んでおられるのか、先ほどの件と同時にお尋ねしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの、実情に応じた示し方をしてほしいということでありましたので、その御意見、非常にありがたくちょうだいいたしまして、今後きちっとした対応をしていきたいと思います。

自己評価等でお話が出ておりました小・中学校校長懇談、各学期ごとと。これは、懇談というのは状況報告という意味でございます。毎月、学校の小・中学校長とは、定例で行っております。これは県教育委員会のほうからのいろんな連絡事項もありますし、それから、学校の様子を知るという上でも、それぞれの現状がどうなのかということで聞くという形で、毎月行っておるところでございます。

それから、学校給食の試食につきましては、今までどおりのところでもございましたので、今御指摘を受けまして、ああ、もう少しふやしておくべきだと今思って反省をしております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、教育長さんは、今思いましたという答弁をされました。それ、今気づきましたじゃ遅いんじゃないですか。新年度はもう4月から始まっています。この資料は、それ以前——ごめんなさい。これは、もう早く24年度の最終あたりで締めてつくられた資料だと思いますよ。ですから、当然その後ですね——あ、ごめんなさい。これは平成25年3月15日現在で、こういう資料をおつくりになってお示しされています。

それから、改善点がこれだけ出たということは、じゃあ、新年度はどうするかというのはもう既に、具体的の方針を定めて決めておかなきゃならないのが、今気づきましたということじゃ、それはおかしいんじゃないですかね。だから、その辺が、やはり言わなけりゃ、ちょっと変な言い方になるかもしれんけど、言わなけりゃ、聞かなければやらないみたいなことじゃだめじゃないかと言わざるを得ない点があるわけですよ。

その辺、もう一回お願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

給食の回数が、そういう2回というところが、今気づきましたということで言っておりますけど。もう既に1学期には、既に行っておりますし、学期ごとの給食委員会は考えているところでもございまして、2回だったのか、何回だったかというのを今気づきまして、申しわけございませんでした。そういう意味でございます。

そして、中学校、小学校との話し合いにつきましても、私どもは、連絡は十分とっているというところで御理解いただきたいというふうに思っております。その給食のときの状況な

ども、そのときに伺ってきております。

以上です。（「町長との懇談会は」と呼ぶ者あり）町長との懇談会は開かせていただいております、ことしも既にさせていただきます、教育委員会の考えを町長、副町長にはお話をしておりますし、町として、教育委員会に対するそういう強い気持ちも伺っております。

今、年に1回、昨年もそうございましたけれども、ことしは、それをできるだけ、早い機会に開かせていただこうということで、ことしは8月にさせていただきました。

以上です。

○8番（大川隆城君）

最後に、この町長との懇談会をもう既に8月に開催したということではありますが、この先ほど言いました24年度の反省点として、改善点として、24年度、前年度までは、年に1回町長との懇談会やっていたのを、今後は、この現状を十分理解してもらえるよう努力ということは回数をふやすという意味で私は捉えたわけですが、というのは、何でかと言うたら、先ほどちょっと言いましたように教育長は常勤で、いつも町長とはお会いになってお話しできます。ただ、教育委員さん方が、教育長と同等的にいつも町長等に会って話をできるかというたら、それはできません。回数が当然少ないです。

ならば、やはり教育委員さん皆さんが町長と膝を交えて、いろんな面で協議をする場をやはりふやすべきじゃなかろうかという思いがするものですから、1回じゃのうして、やはり2回、3回というふうにされるべきじゃなかろうかと思うわけでございますので、この回数を、それは当然、町長の事情もありましょうから、計画どおりにいかないにしても、やはり年に1回は少な過ぎるんじゃないかと思えますから、教育委員さんとの協議の場をふやしていくべきじゃないかと思えます。

それとですね、もう時間があれですが、私がこれまで見てきた中で、本当に教育委員会の行事、それからいろんな、もうたくさんあるわけですね。

そうすると、また繰り返しになりますが、教育長は、もう常勤でいつもいらっしゃるからどこにでも出席されますけれども、大体、教育委員さんもおいでになるべきといいますか、おいでになる必要があるところに、なかなか顔が見えないこともあったようにも感じますので、やはり先ほど言いましたように、この教育委員会は、首長部局から独立した行政委員会で、その教育委員さん方が最終的に教育行政をどうするかという判断をされる人たちですからね、やはりそういうところに努めて参加をしていただき、そして、もっと小まめに情報収集、あるいは現状がどうかを含めて見ていただいて、その上で十分なる審議をし、そして教育行政を推進ということで、さらに御尽力いただきたいということをお願いし、この質問を終わりたいと思います。

先ほどの懇談会の関係等について、答弁をしていただきたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

臨時教育委員会という形で開催をさせていただくという形になりますので、それは大体月1回の定例教育委員会、場合によってはいつでもできるということですが、そうたびたびというふうな形の臨時ということでは考えておりません。

ただ、町長部局との懇談会につきましては、まだこの12月に向けての会もありますので、また執行部のほう、町部局との話し合い、時間的な調整をしながら探していきたい、模索していきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

大川議員さん、今の答弁でいいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

教育行政推進についての2番に入ります。全国学力テストの結果が公表されたが、町小・中学校の状況はどうかということで、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

大川議員から出ています全国学力テストの結果のことについて、お答えさせていただきます。

御案内のとおり、4月23日に実施しました全国学力テストの結果というものは、つい7月27日に文部省から発表されまして、翌28日の朝刊に掲載されたというふうに思っております。議員の皆さん方も見られたことと思っております。

ただ、発表されましたその都道府県別の結果というものは、平均正答率というものでございまして、実際の得点の平均点というわけではございません。設問数に対する正答数ということであって、設問数に対する配点はそれぞれ違うと思いますので、得点でないということを御理解いただきたいと思います。

ただ、100%の正答率であれば、当然、100点満点でございます。平均点が50点ということ

であれば、大体、得点も50点だろうというふうにはみなせるわけですね。厳密には、50点かどうかということは決まらないということを御理解ください。

なぜこのような方法の結果発表をせざるを得ないかということですが、都道府県を初め、各地教委においても、過度の競争とか序列化を招きかねないという懸念からだと言部省は説明をしております。

当然のことながら、6月議会におきましても議員さんのほうから学力テストの結果について、御質問をいただきました。そのときも答えさせてもらっておりますように、今回もまた都道府県が市町村別の成績を公表することとか、市町村が学校別の成績を公表することというのはしないようにというふうに指示をしております。

以上のことを御理解していただいた上で、本町の結果について概略お話をさせていただきます。

小学校につきましては、基礎力を問う問題、Aがございすけれども、国語A、あるいは算数Aですね。これは、全国平均は上回っております。

一方、知識の活用力を見るB問題、国語B、算数Bというのは平均正答率を下回っております。でも、新聞にも報道をされておりますけれども、公立小学校においては、最も低い平均正答率の都道府県と全国平均との差は5ポイント以内ということでございすので、上峰小学校も、全国平均との差はそれほど大きくない。ですから、学力の底上げは進んできているものと判断しておりますので、そのように御報告させていただきたいと思ひます。

中学校につきましては、中学校も非常に頑張ってくれておりまして、佐賀県の平均正答率と、ほぼ互角とみなせるというふうに私は判断しております。

中学生の場合は、知識の活用力を見るB問題が強うございしました。ですから、基礎知識を問うA問題、数学はA問題が強うございしました。だから、A問題というのは、少し練習を積みめばかなり得点をとれるんじゃないかということで、国語のほうも、もっと頑張ってくればいいなと思ひています。

数学の授業では、現在、複数の教科担当制、いわゆるT T授業を実践しておりますので、その効果があらわれてきているのではないかと、基礎力がずっとついてきているんじゃないかというふうに思っております。中学生も頑張ってくれていると思っております。

それで6月議会におきまして、最後の議員の質問の中で、学力テストに関連して、学力向上のためには、他町のまねをするな、先を行けというふうな温かい激励をいただいております。小・中学校に対して、小学校5年生と中学校2年生など児童・生徒を対象にして、何らかの指導を今後やっていきたいというふうに考えているところでございす。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の文部科学省のほうからのお示しとか、その辺も含めて答弁をいただきましたが、何と

いいですかね、確かにいろいろその弊害的なことを懸念することもわからんじゃありません。

ただ、考えてみますと、今の世の中はやはり競争社会なんですよ。何にしてもそうでしょう。学校の受験だってそう、会社の就職試験だってそう、やはり一生懸命努力して点数を余計とった人が合格という形ですから、ある程度、競争は当然あるわけなんですよ。

だから、そういうことを、今言うように変な形になっちゃいかんですけども、やはりそれぞれが、そういうふうに切磋琢磨する意味での競争心を養う意味で、いい意味での競争心を養う意味で、ある程度こういうテストの結果についても、公表してもいいんじゃないかなという感じは、私はしております。

そういう中で、ここに（資料を示す）これも新聞報道の範囲ではございますけれども、これは8月28日付の佐賀新聞のやつですが、この中で、文科省は自治体ごとの判断を認めることも検討をしている、この公表についてですね。それと今度は、同じく佐賀新聞の報道であります、これは9月5日の報道の中では、全国学力テスト成績について武雄市が学校別に公表すると。昨年度に引き続き、ホームページ掲載というふうな形での報道がっております。

その中で、これまた文科省関係ですかね、これは、学校が独自に自校の結果を公表することは認めているという1項がございます。そういうこともあるものですから、先ほど最後に教育長、今後どうするかを検討するということでありましたが、やはりもう既にこういうことで、県内の市町の中からも今言う、こういうふうに公表して、皆さんになお努力をする意味合いでの施策をしているところもあるものですから、私は当町としても、小・中学校、そういうことはいいんじゃないかなと思いますが、いま一度お尋ねしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

お尋ねにお答えいたします。

公表しないということはいいろいろ言われましたので、そのとおりですけども、例えば、武雄がこうしているじゃないかと。あれは、それぞれの学校が公表をしたものをまとめた、そうすると、全体というふうになるわけでございます。

大川議員が言われましたように、各学校が公表することは、それは禁止しております。

ですから、それをまとめて武雄全部がすれば、武雄市教育委員会のその全体となるわけでございます。そういう形だと私は認識しております。

ただ、当町におきましては、地教委は、その地域の学校名、具体的にわかる、そういう公表をしてはいけないとなっております。うちは1中学校、1小学校でございます。教育委員会で協議させていただきまして、そうすると、学校が公表すれば、もうそれは教育委員会のところでこうなってくるという形で、それはいかがなものかということで、上峰町としては公表しないというふうにさせていただいているところでございます。

独自の公表を、学校がすることはいいわけですよ、幾つもある場合には、する学校もあっ

てもいいし、しない学校があってもいいわけですよ。

うちの場合、1つずつですので、教育委員会としては協議させていただき、これは平成24年12月段階で通知が来ておりますので、その取り扱いについては協議をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、当町教育委員会としては公表しないということで、協議の結果、なっているということとありますが、まあ古い話で申しわけないんですが、私どもが中学校時分、三十何年、40年前を振り返ってみますと、模擬テストがあるたんに職員室の横に、当時私たちの同級生は約130人おりましたが、1番から130番まで全部点数を書き出されておりました。私は、勉強好かんやったけんが、もう下のほうやったけん、恥ずかしかったばってんが、やっぱりそればされると、こん次はもうちかつとよか点数とりたかというふうな思いをしたことが、今、懐かしく思い出されておりますので、先ほども言いましたように、何ちゅうたっちゃ、まだ競争社会であります。ですから、ある程度のそういう刺激は与えていくことも必要じゃなかろうかと思います。

少し前は、例えば体育大会のときに、みんな一緒に手をつないでゴールしようとかね、それぞれの差をなくしたらいいかんということで一緒に手をつないでゴールしようとか、まあちょっと、私としては変な感じの話も出たりしよりましたけど、やはりそういうことが私はおかしいと思います。

やはりこういう競争社会である以上は、やっぱりさっき言いましたように、繰り返しになりますが、一生懸命頑張っていい点数をとらないことには、目的の達成ができないということとはもうはっきりしていますから、その辺も含めて、先ほど今後また検討するというお話もされましたので、よろしく願いをしておきまして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いえ、結構です」と呼ぶ者あり）

3番目に進みます。キャンプ場の今後についてということで、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様こんにちは。私のほうからは8番大川議員の質問事項2、教育行政推進についての(3)鎮西山キャンプ場の今後につきまして、現在の取り組みを含めて報告をさせていただきます。

鎮西山キャンプ場については、平成20年4月より休止をしております。最後の運営となりました平成19年度のキャンプ場利用者数は8件で155名、利用者歳入は1万7,710円でした。

UFOテントが腐食し使用できない状況の中、仮設テントを活用しての運営でした。

現在、管理につきましては、月に1度をめどに施設の巡回を行うとともに、警備システム

により、不法侵入に備えています。

ことし5月、炊飯棟や管理棟など施設の活用について民間企業に打診をいたしました。現場では自然環境のすばらしさ、高速道路からの利便性など話が弾みましたが、貸し付けや別用途への転用につきまして、補助事業の制限があり、協議は中断しているところです。

次に、今後の活用でございますが、平成18年度決算での維持管理費は修理、管理人賃金を含め年間1,500千円を超えるものでした。現在の施設の状況と鎮西山でのキャンプに対するニーズを考えたとき、キャンプ場としての再整備は厳しいと考えています。

補助金を活用して整備いたしました当該施設の処分制限期間は、20年間となっております。処分には取り壊しを初め、貸し付けや転用も含まれます。平成27年度以降はキャンプ場以外の目的でも活用が可能になります。残っている木造施設を使用に耐えるか否かを含め、引き続き協議を進めていきたいと思っております。

また、腐食しておりますUFOテントの撤去につきましては4,000千円以上の費用が必要と見積もっております。せっかく重機が入りますので、ほかの木造施設の活用及び処分方法をしっかり検討した上で、費用対効果を上げたいと考えています。

以上、報告いたします。

○8番（大川隆城君）

今、27年までは扱われないというふうな話でありましたが、やはりこれはもう5年間——5年間そのまんまという形になっています。そして、これは今まで冒頭に触れましたが、それぞれの議員さん方からも、毎年のようにどうあるかと、どうするかと質問が出てきていたわけなんですよ。

そして、先ほどもらったこの資料、これの教育委員会を開催されたやつをずっと見てみました。少なくとも24年度中にこのキャンプ場の取り扱いについて、教育委員会で協議されたことは一つも載っていません。どうしてですか。

担当課長としてはそういう話をしたというときは、やはりさっき言いましたように、教育行政は教育委員会の皆さんで協議をして、どうすると決めることになっているわけでしょう。ならば、このキャンプ場の問題もこれだけ毎回出ておるならば、今後どうするというのは、教育委員さん方も十分把握した上でどうするという判断を示さなくちゃいけないわけでしょう。直近の24年度の教育委員会の中で、先ほど言うたそれぞれの項目を上げてある中に、キャンプ場問題については一つも載っていません。何でですか。

ということは、教育委員さん方は、教育委員会でキャンプ場の問題についてはこれだけ出ているばってんが、全然協議を出されていないというふうに判断せざるを得ないということでしょう。

今、吉田課長はね、その業者を呼んでということをしたかもしれない。それは教育委員さん方も十分把握しとかんばいかんことなんですよ。だから、教育長、その辺どぎゃんですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

大川議員の質問に答えます。

教育委員会としては、林議員さんから陳腐財産という話が出た議会がございました。その前後のところで、この問題について、キャンプ場のことについて十分審議をしております、今現状、生涯学習課長が申しましたように、今この時点ではどうにも手が施しようがない、27年度を待たなければちょっと難しいですという形で来ておりますし、先ほどの民間業者の話につきましても、こういう話が来ているけれどもという話をしていましたら、そのところで、27年度、ここではどうしても補助金関係でだめだという形で、これも無理ですよという形で終わったので、教育委員会ではその都度、議題としては出しているところでございます。御理解ください。

以上です。

○8番（大川隆城君）

時間が迫ってきましたので、急ぎます。とにかくそういうことで協議をされていることは確かに、教育委員さん方もされていますね、十分認識されていますね。

じゃ、とにかく今現在、あの現状はもう皆さんが把握してあるとおり、草ぼうぼう、木ぼうぼうですよ。やっぱりもうちょっと伐採なりして、年に1回じゃ間に合わない。幾らいろいろ使わんにしても、やはり見てくれをよくしとかんとおかしいですよ。だから、1回、2回でも伐採してください。

それと、このごろ私が登ったときに、あそこの調理するところの建屋がありますね。あれの水道蛇口、みんななくなっていました。あれは委員会で外したんですか。それを、これはひょっとしたら、いつかそういうやつ、盗難というふうな話があってやられたかなという気もしたけれども、その辺も含めてですね、もっと管理すべきはきちんとしよかと、だんだんそういうふうにやられたら、もう後はどうしようもないごとなるけんですね、してもらいたいと思います。

とにかく、その費用の問題かれこれあることは十分わかりますが、できるだけ、その民間業者が今のところ、だめになったというなら、そこだけじゃなくて、ほかのこともまた、何というかな、対応できるところを探してでもなるべく早くするようにせんと、もったいないです。

いよいよ見切りをつけられたとするならば、次にどうするというのを早く委員会として決めて、そしてまた議会とも協議すべきはしながら、後の対応を進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次、進みます。玄海原発との安全協定についてということで、安全協定の中身はどういう

ものかという質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の御質問でございます。玄海原発との安全協定について、1、安全協定の中身はどういうものかということでございます。資料をもとに御説明申し上げます。あ、失礼しました。資料は渡しておりませんか。中身はお伝えしますね。失礼しました。

まず、経緯から申し上げさせていただきますが、平成24年4月25日に安全協定締結要請書を九州電力に提出しております、町村会としてですね。また、平成24年8月17日、九州電力より回答を受け、9月28日に市長会、町村会、首長、実務担当者との第1回協議を行いました。

平成24年10月25日に市長会、町村会、実務担当者、これは3市と2町になりますけれども、第2回目以降は代表者5名による協議とすることを決定いたしまして、以降5名と九州電力との協議がなされたという経緯がございます。

平成25年4月26日に、この日の第6回協議で今後の協議は、UPZと申しますが、30キロ圏外を第1分科会、圏内——UPZ圏内を第2分科会とし、分科会方式で行うことを確認しました。

平成25年7月26日、第8回の協議で、第1分科会は、全ての項目について合意をしたので、事務レベルでの協議は終わることにしたという経緯がございます。

議員御承知のように、今回、原発立地県のUPZ圏外の17市町が協定を結んだところでございますが、各市事情が異なる中、足並みをそろえて結んだところでございます。

内容的には、相互の連携を図るため、年1回以上は連絡会を開催すること、これは第2条にうたっております。

また、2番目として、非常時、異常時、平常時の情報が九州電力から直接来るようになるということで、第3条、第4条、第5条にうたっております。現在は、佐賀県地域防災計画に基づき、非常時、異常時には九州電力から佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市には直接連絡があり、その他の市町には佐賀県を通じて連絡があるというふうになっているところが、直接連絡が来ることになるということで特徴が挙げられると思います。

また、3番目として、各市町が防災対策の充実を行うとき、九州電力は積極的に協力するというふうに規定をしております。第7条に掲げております。

以上が中身でございます。

○8番（大川隆城君）

今回こうやってですね、県内各市町との安全協定が結ばれたことについては大変よかったなと思っています。この中で今後は連絡会等々が開催できて、直接何かのときは九電さんのほうに意見を言えるということについては、なおさら本当のところの実情を連絡できてよかったなと思っています。

これと、議長申しわけないですが、1番と3番と関連がありますから、一緒にということで質問したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○8番（大川隆城君）

そういう中で、先ほど冒頭にも言いましたように、県内の10市町で、県に対して、原子力防災への財政支援などについての30項目の要望をされたということでの報道もあっておりますが、やはり県内は30キロ内、30キロ外だって、同じ県内、立場は全然変わらないものですから、やはり同じこういう、その要望については、町村会としても速やかに市長会と足並みをそろえて要望をすべきじゃないかと思いますが、その件についてはいかがでございましょうか。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の御質問でございます。3番目の項の、町村会として原子力防災への財政支援等の要望をすべきでないかという御質疑でございます。

この方向性については、この各自治体です、それぞれの自治体が国の原子力規制委員会のメンバー、県の佐賀県環境放射能技術会議のような知識のある専門家を雇用していれば、それぞれの自治体で調査・研究し、必要な対策を講じることができると思いますけれども、その人件費はいずれも税金で賄われることになり、同じような組織を国、県、自治体がそれぞれつくるのは適切でない。

そのようなことから、国、県、自治体の役割分担が必要であるという考え方にに基づき、原子力防災全般に言えることですが、こうした電源三法に伴う交付金、また財政支援等も対応を、その規制委員会の指針に沿った対応をしているところでございます。

現在、当該自治体の玄海町、また佐賀県には電源三法という法律に基づき——この電源三法というものは電源開発促進法、もう1つが特別会計に関する法律、3番目に発電用施設周辺地域整備法ということで、これらの法律が既にございます。この法律は、オイルショック後の電力確保や電力需要の大幅な伸びを背景に昭和49年に制定されたと聞かるところですけれども、これら電源三法による電源立地対策は、発電所の利益を住民に還元することによって地元住民の理解と協力のもとに、発電所の建設を円滑に進めるということで、目的に定めております。

簡単に言うと、お金を集める電源開発促進税法、お金を管理する特別会計に関する法律、そして、お金を配る発電用施設周辺地域整備法と理解していただければよいと思いますけれども、3つの法律が連動して作用し、佐賀県、玄海町に配分される発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地地域対策交付金が、それぞれ現在確認しましたところ、約15億ほど配分をされているようでございます。これと別に——この電源三法と別に、原子力発電立地に伴

う財政事情について、電源三法交付金で補完されない財源の確保を目的として導入された、原子炉の設置者に対して課する法定外の普通税ということで佐賀県核燃料税、これは当該自治体ごとに設けてありますが、これは、発電用の原子炉への核燃料の挿入に課税するという考え方で発電原子炉の設置者、本県でいいますと九州電力と5年ごとの協議を行い、核燃料を挿入した日を課税時期として、佐賀県では、核燃料の取得価額の13%を課税するというになっております。燃料は、使用期間等いろいろ具体的に定めがありますが、使途は、原子力発電所に対する安全対策、制御安定対策、環境安全対策などが一般的ということで示されております。

今、議員が求められる考え方で、この放射性物質の拡散を前提に、各市町とも財政支援等を要望とございますが、原子力防災対策で規制委員会の指針、また県の地域防災計画内の原子力災害対策で手の届かない、かつ必要だと考えられる対策があれば、財政支援等の要望が必要だと思いますけれども、現在はその地域防災計画の範囲内で十分対応をされていると。また、それで手の届かない部分があれば、御提案を受けて財政支援等の判断をしていく必要があると思いますが、具体的には今回の東日本大震災を受けて、拡散をする懸念のある放射性物質の把握のためにモニタリングポストなどは、県が主体的に予算をつけられて、現在、上峰町にも設置されているということでございます。

以上です。（「議長、済みません。2番の項目に入ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

そしたら、1番、3番が終わりました。2番に入ります。ヨウ素剤などの準備はどう考えているのかと質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員のお尋ねでございます。ヨウ素剤等の準備はどう考えるかということでございますが、ヨウ素剤等の準備は規制委員会の方向性で定められております。

まず、考え方として、原子力災害が発生した場合に住民等への防護措置を効果的に行うため、原子力災害対策重点区域、つまり具体的にはおおむね5キロメートルを目安として予防的防護措置を準備する区域、これをP A Zと定め、また原子炉施設からおおむね30キロメートルを目安として緊急時防護措置を準備する区域、U P Zを定めております。これらの地域ごとに対応をすることが必要というふうに掲げられております。

まず、P A Zにつきましては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要とまずなり、この避難に際して安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるために、平時から地方公共団体が住民に対し、安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要があるということで、これP A Zは、唐津市、玄海町等がその対象になり、事前配布の防災計画をつくられているわけでございます。

次に、P A Z外かつ30キロ圏内のU P Z内、P A Z外でU P Z外に区分するところを分け

て考えて、方針として示されておりますが、これは簡単に言うと、事前配布は行わず、全面緊急事態に至った場合、UPZ内では屋内退避を実施し、その後、UPZ外も含めてプラント状況や空間放射線量率に応じて退避等の防護措置が講じられ、この退避や屋内退避の際に、服用する際に安定ヨウ素剤を配布できる——要するに有事が起こって、屋内退避をされている際に配布できる体制を、県のほうで防災計画上、定められているという現状になっております。

こうした国の指示——国といいますか、規制庁の指示に従い、本町としても県の今後の地域防災計画を確認する必要があると思いますが、現在のところはそうした原子力規制委員会の方針に沿って、体制を完備しているという状況でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくあつてはならないことでございますけれども、万が一ということを考えて防災をしっかりしておかなくちゃならないということでの安全協定であり、このヨウ素剤の準備等でございますから、十分その辺は遅滞なく各市町と連携をとりながら、今後きちんとした対応をしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

次、お願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次に入ります。4番目、不妊治療助成への取り組みはということで、治療額が高額であるため、その負担軽減のため、町では町助成に取り組んではどうかという質問がっております。執行部の答弁を求めます。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから岡議員の不妊治療費の助成への取り組みはについて答弁させていただきます。

この助成につきましては、県ではただいま、その助成、一部助成をされております。

県の助成につきましては、1回の治療費につきまして限度額150千円、なお、一部治療費につきましては75千円で、1年度当たり、初年度は3回まで、2年度目以降2回までで、助成期間を5年間ということで定められており、5年間の通算で10回を超えない範囲での助成ということでされております。

なお、本町の在住でこの県の助成を受けておられる方の実績につきましては、平成22年度で6件、平成23年度で2件、平成24年度で11件でありました。

なお、議員もうお調べになっていると思うんですが、その治療費につきましても、人工授精で10千円から30千円、体外受精で250千円から300千円、顕微授精で300千円以上、500千円ほどかかるところもあるようです。

県内の状況は、議員の質問の中にもありましたとおり、8市8町が平成25年4月1日現在では実施されております。

なお、限度額につきましては、全体的に200千円、年間200千円での限度額で設定されているところが多いようでございます。

以上、このようなことを考えまして、今後は、この限度額等で町の財政とも協議をしながら、前向きに検討をしたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきました。町の実績としては、昨年24年が11人ということでありましたが、これまた冒頭に申しましたように、これが費用が結構かかるというふうなことで二の足を踏む方、そしてまた、仕事の関係でということ考えている方もいらっしゃると思います。ですから、仮に町負担として、県費、国費負担に加えて町費を出してやるということになれば、当然、経費の負担軽減にもなりますし、また、そういうことで町費負担で補助をやるということ等を含めて、もっと町内の皆様方にPRをしていただければ、治療に取り組む方が多分もっとおられるんじゃないかという気もいたします。

そこで町長、今、課長から前向きに検討するという答弁でありましたが、町として新年度からやるという答えをお聞きできればと思いますが、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の御質疑でございますが、考え方としては、行政の施政方針にもうたっておりますソフト事業の拡充ということで、行き届かない分野に、1点にしっかりきめ細かに行き届くソフト事業を拡充するという考え方で、担当課も前向きに検討しているということでございます。私自身もこれは必要なものというふうに思っております。

以上です。（「ぜひお願いします。次、お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

5番目にフォアス事業の進捗状況についてということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、大川議員のフォアス事業の進捗状況についての中の平成25年度事業実施に向けて、どのような予定で進めていかれるかということにつきまして答弁申し上げます。

この事業につきましては、三養基西部土地改良区の事業主体により平成24年度、25年度の2カ年事業により、坊所、前牟田、江迎、中津隈地区を行われております。

先ほどの質問の平成25年度につきましても、引き続き三養基西部土地改良区が事業主体として行っていく予定でございます。

今年度につきましては、平成24年度の残り事業量の205.5ヘクタール、それを1工区、2工区分けまして、1工区109.9ヘクタール、2工区が95.6ヘクタールの入札を行ったことの報告を受けているところでございます。

以上です。

○ 8 番（大川隆城君）

○ 振興課長（江崎文男君）

○ 8 番（大川隆城君）

○ 振興課長（江崎文男君）

○議長（中山五雄君）

大川議員の質問がこれで全て終わりました。

引き続き、4 番碓勝征君の質疑を行います。（「議長、ちょっとよろしゅうございますか」と呼ぶ者あり）

○7 番（吉富 隆君）

今、大川議員のこの質問内容について、僕は異議申し立てをしたい。よくよく考えてみれば、この問題を質問する自体に問題だと、僕は判断しております。

そういった中で、24年度につきましては、時の議長大川議員であります。そのときも土地改良の理事長として、議会の議長の要請があつて、説明はくまなくしてきております。出される資料も出してあります。何で今さらこういうことをせにやいかんですか。議長の判断ももう少し厳しくやってくださいよ。できないでしょう。それを去年の9月から今までもかかって、1年かかってどういうことですか。時の議長なんですよ。できるんですか。できないでしょう。せつかく町長が農業問題に取り組んでおられるのに、水を差すような議会のあり方でいいですか。僕は議会のあり方に問題だと思いますが、どのようにお諮りをされるんでしょうかね。できないものはできないでしょう。もっと自分の置かれとる立場というのを議会が承知しなきゃ。行政をこれ巻き込んでですよ。こういうことじゃ農業の発展はないと僕は思います。いかにもきれいごと過ぎるんじゃないですか、今の発言は。そうでしょう。私はこれに対しては異議がございます。

一番農業の転換時期、T P Pも含めたところで一番心配されているのは、農業従事者なんですよ。それにもかかわれて、今まで議長を務めた方が議会できない質問をする。そういうことがあつていいんですか。行政には反問権がございませんので、恐らく町長の判断としても、議会ももっとしっかりしてくいろよと思つてあると思うんですよ。これ、どう計らいされるんですか。この会期中に決着をつけてください。

○議長（中山五雄君）

皆さんにお諮りいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、暫時休憩いたします。

午後 1 時46分 休憩

午後 2 時49分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

先ほど吉富議員のほうから動議が出た件について、ただいまから説明をいたします。

フォアス事業進捗状況についてということで、25年度事業実施に向けてどのような予定で進めていかれるものかということで、大川議員のほうから質疑がありました。

この件について2回、3回と質問がありましたけれども、1回目の質問だけで、あとは削除してもらいたいという申し出がありましたので、2回目からの質疑は削除をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

大川議員から何か言うことがありましたら聞きますけど。（「結構です」と呼ぶ者あり）
結構ですか、はい。（発言する者あり）

○7番（吉富 隆君）

本当に、私が異議申し立てをした件で、多大なる時間を費やしたことに深くおわびをさせていただきたいというふうに思います。と同時に、削除するに当たっては本人からの陳謝がなければいけないはずなんです、議会のルール上。きちっとさせてくださいよ。そうでしょう。議長、そのようにお話をしたつもりでございますが、いかがお計らいをされるんですか。

○議長（中山五雄君）

先ほど吉富議員のほうから、本人にきちんと説明をさせろということで意見が出ました。大川議員、いかがですかね。

○8番（大川隆城君）

先ほど来、私の質問であります第5番目のフォアス事業の進捗についてということで、質問をさせていただきましたけれども、2回目以降の資材とか関係の部分が不適切だという御指摘をいただきました。そういうことで、皆様方の御指摘をいただいた以上は、これは削除することしかほかに方法ございませんので、その資材関係等々についての質問、やりとりにつきましては削除させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

大変何回も恐縮でございますが、本来の議会のあり方として、事業主体が土地改良である以上は、一般質問はできないとなっておりますので、その旨議長からきちっとした形で説明をしていただければ幸いかと思います。傍聴人の方もおられるので、何でできないかという話になろうかと思いますので、その点についてよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ただいま7番吉富隆君から議長から説明をということで受けましたので、これは土地改良区さんは別団体でありますので、要するに、一般事務に該当しないため、一般質問することはできないということにうたってあります。

これは標準会議規則、町村は第61条、ただし支出された補助金が適正に使用されているかどうかについては、これは質問することができますが、そういうことじゃありませんから、土地改良区のフォアス関係の事業については質問はされません。ということで、説明いいすかね。

先ほど8番大川隆城君からの2回目以降の取り消しを、申し出がありました。それに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

次行きます。

○4番（碇 勝征君）

皆さんこんにちは。4番碇勝征でございます。4点ほど通告しておりますので、質問を申し上げたいと思います。

まず、百条委の結末はということで、このことにつきましては私も過去6回、7回、いろいろ質問等々を申し上げてまいりました。その中で、私は総括的にこの問題につきましては申し上げたいということで、町長もみずからも証言台に立たされた、私個人も証言台に立ち、職員の不正採用に加担したんじゃないかとか、いろいろ議論がございました。町長につきましても、採用試験関係書類の差しかえ云々という指摘をされた町長でございますで、結果として後ほど申し上げますけれども、何もなかったと、不起訴というような結果を踏まえて、今後の対応ということで考えはどうかということで町長にお伺いをしていきたいというふうに思います。

2番目に、職員定数についてということで、このことにつきましては24年の6月議会で、行財政改革を機構見直し、定数ということで触れてまいりました。来年度に向けて、職員定数の見直しは当然必要になるかと思っておりますので、適正な定数とはということから入っていきたいというふうに思います。

3番目に、滞納処分の内容ということでございますけれども、行政報告を見てみますと、いわゆる給与所得者に限って対応をされたような経過がございますので、自営業者の方ほかもおられるんじゃないかというふうに思います。そういう方たちの滞納の対応はどうかということ等をお尋ねしてまいりたいと思います。

それから、4番目につきましては、先ほどいろいろ同僚議員のほうから質問がございましたけれども、確かに事業団体の云々ということもございましょうけれども、この事業につき

ましては国から上峰町に交付される、いわゆる大型公共事業でありますので、もちろん町長のほうから土地改良区へ事業を委託と申しますか、やっただくように要請をされた経緯がございます。そういう中で、24年度の実績なり、24年と25年が土地改良事業でございますかね。26年度につきまして、どういう取り組みをされていくか、24等につきましても主管課で把握をされておれば、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

さらに事業主体から振興課のほうに指導要請も受けておられるようでございますので、どの範囲まで指導がされているのか、そこら辺をよかったらお伺いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

まず最初に、百条委の結末について今後の対応、考えはどうかということで質問があつております。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

4 番碓勝征議員の質問でございます百条委の結末はと今後の対応、考えはどうかというお尋ねでございます。御説明を申し上げさせていただきたいと思います。

この百条委員会は、まず、地方自治法第100条に基づくところからの通称でございますが、地方議会が必要に応じて設置する特別委員会ということで、この結末についてお尋ねでございますけれども、これは議会の皆様方のつくられた特別委員会ということで、議会の対応というのは、また主体は議会であるということを申し上げたいんですけれども、私自身が百条委の結末を委員会というものの性格上、申し上げることはふさわしくないと思っておりますけれども、今回説明員として一般質問に上がっておりまして、説明を申し上げる環境にありますので、百条委員会の結末を受けてどのように考えるかということで、質問にお答えをさせてもらいたいというふうに思います。

さきの百条委員会での調査は、行政上に不正があるということで、職員の採用作文の差しかが行われたということについて投書文があり、調査がなされ、設置の目的として差しかが行われたことについて調査をするというところで、調査がなされたわけではありますが、職員の偽証ということに設置目的と異なる形で告発され、不名誉な社会的な汚名を着せられた状況にあると、不起訴の処分を受けたというものでございます。

例えば、行政に不正があるということで、まさに手術台に上げられ、不正の患部を執刀医である当時の議会が伝家の宝刀と俗に言われる百条委員会でメスを入れられて、原因がわからぬまま放置されている、そういう状況と言えらると思います。患者である行政は、この解決できない状況を問題視して、執刀医と違う医療調査専門家に調査を委託し、この事態の、つまりこの病気、不正とおっしゃる投書文の投稿者の名前を明らかにいたしました。

この投稿者による投書文が全ての問題の原因、またこのような事態になりました真相に迫

るものと考え、放置をせずに、ぜひ新しくかわった執刀医に再度の調査、問題解決を求めているところでございます。

この投書文が、差出人が出したのか、はっきり確定をさせない限り解決は見れない、また専門機関に委ねて予算をつくり——つまり司法ですが、対応する時期に来ているものと考えておりまして、ぜひとも新たな事実が出てきた場合は再度調査するというふうに、議会の議決を私は全員協議会で一致した内容を読み取りますので、新しい事実が出てきた以上、しっかりと調査等を行っていただき、私どもの問題、真相究明に迫りたいとは思っておりますので、そのように対応を議会の皆様方に求めるところでございます。

以上です。

○４番（碇 勝征君）

長のほうからは、行政上に不正があり云々ということで、自分自身も証言台に立たれたということはもう皆さん御承知のとおりでございます。

確かに百条委の設置につきましては、議会で対応された経緯がございます。私は、総括的に申し上げたいというふうに思います。私自身も証言をした立場ということで、現在の立場のことも踏まえまして、さらに証言内容なり、報道された内容を参考にしながら申し上げたいと思います。

まず、百条委員会設置についての疑問点ということで、まず１つに投書による告発という文書に基づいて、百条委員会の設置を議会で協議された際に、告発文の原本を同委員会の委員全員が確認をされていなかったということが１つございます。

２つ目に、平成22年３月８日に定例会における緊急動議にされまして、百条委が設置されたわけですが、案件が現職の町職員の証言なりがあるにもかかわらず、執行部と何ら協議はされていなかったと。採用試験に関することであれば、投書を受けた議員が一般質問を行うことが通常であるというふうに思います。その対応の移管により百条委へ移行すべきではなかったかということでございます。

次に、投書文には、うわさによるとなっているが、うわさについて議会で調査した形跡が見えないと。投書があれば直ちに百条委を設置するのはまことに不自然であり、理解しがたいというふうに思います。

次に、証言によれば、平成22年３月４日、いわゆる百条委の設置の４日前に、当事者である職員を天建寺の喫茶店に呼び、作文についての云々を百条委に絡めて話をされている。関係者とは町職員２名と前町長であり、議会議員の方は同席していないからこの百条委の設置はどのように知り得られたのか。３名の方は百条委の設置を既定の事項として行動をされているということです。その後の鑑定によれば、黒塗りされた箇所は上峰町を正しく明るく住みよい町づくりを願う町民ということで、前町長ということで判明がなされているわけでございます。このことからして、前町長と議員の数名の方が協議をされて、百条委を設置され

たということに思われます。

次に、告発についての疑問点ということでございます。

現存する作文が平成17年9月時点以降に作成されたことについての証明はないと。次に、平成17年9月時点には作文が一行のものであったとの証言の根拠は記憶だけであるということが証明されております。平成11年4月の時点で当事者は作文を命令により書きかえたことを証言されていると。とすれば、当然ながら17年9月時点には作文は書きかえられていたはずということで、現役の5名の職員の証言の根拠も不正確であり、告発するまでにもなかったんじゃないかというふうに思われます。命令されたという方の書き直しを指示していないとの証言につきましても、これは証明されていないということが見えます。

次に、告発された、もちろん告発は議員10名の方でございますけれども、3名の方が反対されたという事実もございます。そういうグループの方の考えとして、以前の同僚議員の除名問題の結果、県の審決により不当行為として同僚議員が復権された際に、議員グループの方はみずから反省することなく、県の対応に疑義を唱えられているということでございます。

最後に、今回の百条委の審議についての反省点ということでございますけれども、今回の百条委の案件は、町の保管文書の管理体制の不備から生じた案件であるというふうに思われます。平成22年12月に百条委のまとめとして、採用試験の作文の差しかえを誰がやったかの調査から虚偽発言したとして職員に焦点を変え、佐賀地検へ告発されました。そこで百条委は閉じられております。百条委の告発が司直の判断により、23年10月7日に却下されたということはもう皆さん御承知のとおりでございます。これだけのこの百条委につきまして、貴重な公費、町費と労力、時間を浪費したことを私は現在の議会として謝罪する必要があるんじゃないかなろうかと。もちろん先に申し上げ、答弁にありました町長も真相を究明しながら、このことについてはしっかり見詰めたということでございますし、議会としても百条委の設置につきましては議会全員でされたということで、今回のこの不起訴を受けた中で、議会としてこれはもう整理をして、町民の皆さんに何らかの形で伝達すべきじゃないかというふうに思います。

議会としてこの百条委が22年3月8日に設置をされまして、結果として23年10月7日に不起訴になったということで申し上げましたとおり、公費を使い、労力、時間を費やし、証人喚問は44名、私もその一員でございました。この浪費したことに對して、議会として町民に對し、行動すべきじゃないかというふうに思いますので、議長にこのことにつきまして、別途議論の場を、議運なり全協なりを設けていただきますように求めますので、善処くださるようお願いを申し上げまして、このことは終わります。

○町長（武廣勇平君）

4番碇議員の議長に対する要望でございますが、やはり議員さんとして私の問題意識とちょとずれがあるんじゃないかなと思います。

この問題、今いろいろ言われた問題は、これまでの百条委員会で問題があったことに対して、個人的な証人として立たれた4番議員がその印象を述べられたものであると先ほど聞いておりましたけれども、この百条委員会の結末を受けて、新たな議会では慎重に審議し、今後どのように対応していくかということ平成24年1月26日発行の上峰町議会だよりに書いてありますが、新たな事実がない限り再告発等すべきでないということで、一定の結論をこれ全会一致でされていると聞いています。これまでの問題についてはそのとおりだというふうに受けとめ、私自身は新たな事実というものが出てまいりました。これを受けて再調査をお願いしたいということを申し上げているわけであって、これまでの問題点を議会として御協議なされることでなく、やはり真相究明に迫る調査をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

職員は社会的立場を、この汚名を着せられたことで、こうした議会の場で傍聴者がおられる中で不利益をこうむっております。検察に告発されるということも社会的に大変な汚名を着せられたことであるのは承知しております。新たな議会として、これまでのいろんな問題については追認をしたというふうに私は思っております。新しく執刀医となられたこの議会議員の皆様方には真相究明に迫る調査をお願いしたいと、先ほどは申し上げたところです。

以上です。

○議長（中山五雄君）

4番淀議員さん、私、議長に対しての今要望がありましたけれども、新たな確証がない限り再告発等はすべきでないということで一致しております。そういうことで、今、一般質問の中で要望をされましたから、この議会が終わったら近いうちにその辺の皆さんとの話し合いをして、どのような形で進んでいくか、進んでいかないものか、その辺を結論をきちんと出していきたいと思っております。それでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

職員定数について。適正な定数とは。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから淀議員さんの職員定数につきまして、御答弁申し上げます。

職員定数につきまして、現行の職員定数条例上の職員数91名は保育士や給食センターを直営にしていた当時の人数を含んでおりますので、現在の役場の所掌事務と比較しますと過大なものとなっております。

しかし、定数は91名のままであっても、近年の職員採用に当たって財政事情等を考慮いたしまして、抑制をしてまいったところでございます。

これまで議員各位から職員数についての御質問をお受けし、その際には78名程度とお答えしてきましたが、今議会で給食センターに関する御質問があっております。これまで私が申し上げてきた78名には、仮に給食センターを直営にする場合、その要員数は含んでおりませ

ん。また、共済年金の支給年齢が、昭和28年4月2日生まれの人から2歳刻みで1年ごと延伸していき、昭和36年4月2日生まれの人以降は、65歳からの支給開始となることは御承知のとおりでございます。

このようなことから、国では定年延長制度を設けていくことで検討されてきました。しかし、民間企業との兼ね合いもありまして、定年者を再任用する方針に変化してきたところでございます。地方自治体も同じように対処していく、そういうことになりますが、再任用職員も職員定数に含むこととなっていますので、今後、定年退職者数を加味していく、そういう必要が生じてまいります。現在作成中の定員管理計画の中に、今申し上げました再任用職員の件を加え、また給食センターの動向も考えていかなければならないと思っております。

よって、適正な職員数をそういう問いに対しまして、現状では確かな数を申し上げることはできませんので、78名プラスアルファという答えでお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

ただいま課長のほうからは、78名プラスアルファというような考えをお聞きいたしました。

例規集を見れば、この定数条例の改正というのは平成8年から8、9、10、11、12、13、14、19、20という年度で、もちろんその時点での事業量の問題なり、かれこれあったかと思えますけれども、直近と申しますか、三、四年なりますかね。臨職の方も50名前後おられた時期もあったようでございます。この改正を重ねることによりまして、事業量等々もございましょうけれども、91名という現在の定数枠になっているようでございます。

課長が申しましたように、いわゆる保育所なり給食の民間委託なり等が、それから広域業務ですかね、そういう等々でももちろん絡みがございましょうけれども、私は前回も申し上げたんでございますけれども、この人口と現在の職員の方、この隣接の事情も前回お話を申し上げました。そういう中で、以前は100名に1人というような、そういう時期もあったようでございますけれども、私は隣接の実績数字を見てみますと、110から120、130、140を若干超えるというようなケースもございます。私も人口130人当たりになんとはじいてみますと、73.8とか出てまいりました。これはもちろん、先を、人口1万人を目指すということで、今回の総合計画等々もあるようでございますけれども、とりあえず現在の人口で、やはりはじき出すということが妥当じゃなかろうかというふうに思いますので、9,605ですかね、7月末で。そういう等ではじきますと、そういう数字が73、74というように出てまいります。これを9,700にすれば74、75とかいろいろ出てまいりますので、一つの参考、目安として、この定数改正につきましては、参考にさせていただきたいと思えますし、いずれにいたしましてもこの人件費というのは24年度の決算を見てみますと、性質別歳出額、いわゆる人件費は全体の16%を含めた620,000千円程度かかっているということもあるようでございますので、

この適正な定数というものはしっかりとした、ある程度根拠を示すべきであると思いますし、議論をしていただき、適正な定数を確保していただきたいということをお願いいたします。町長のほうから、できたら一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

4 番碇議員の職員定数について適正な定数とはということで、先ほど総務課長が答弁をしました。この給食センターの対応によって、定数についても考えるところで、職員定員管理計画も現在検討中ですが、私自身は今言われた職員数に加えて、これが内部で検討しなければいけませんが、当時は職員数プラス臨時職員の皆様方に職員の事務の負担をお願いしていたというところもあると思います。今は当時に比べれば臨時職員の数は減らしているところでございまして、78プラスアルファというものは今後検討の必要があるということと同時に、職員数、事務負担ぐあいというものをしっかりと見極める時間にしていきたいというふうに思っているところであります。

給食センターにつきましては、今、教育委員会のほうで検討されているというところでございますので、その方向性が出てき次第、考えていく必要があるということで御理解いただければと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

滞納処分の内容、給与所得者に限っての対応かという質問があっております。執行部の答弁をお願いします。

○税務課長（白濱博己君）

4 番議員の滞納処分の内容について、給与所得者に限っての対応かというお尋ねだと思いますが、御案内のとおり行政報告の中で、6 月に給与差し押さえの一斉予告書ということで、56名に出しました。そのうち、約 8 割の反応がございまして、22名の方が完納。それから、20名につきましては分納相談あつての今分納中。あと残りのうち、6 名につきましては会社に照会を出し、差し押さえ予定という文言で、うち残りの 2 名につきましては財産調査をしたということで差し押さえをしたということで書いていました。結果的に今現在、6 名のうち 3 名を差し押さえをしたということでございます。

この給与所得者に限ってのことかということでございますけれども、平成21年度から機構のほうに加入をいたしまして、ことしは派遣をしておりますが、加入はしております。県の滞納の機構で、一斉に給与所得者に対しての差し押さえ予告をということで、今年度重点事項に掲げておる関係上、6 月を現年分滞納繰越分、また12月分ということで、今回 2 回に分けて実施する方向でしております。

本町でも以前から給与所得者に対しましては、同様の滞納処分を実施しておりましたけれども、それ以外の分につきましても、やっていないかということでございますが、給与の差

し押さえて、それから財産調査につきましたが、滞納処分において時間がかからないでスムーズにできると。財産調査よりも給与を差し押さえすれば、滞納した全額をおのおの給与の額、毎月毎月徴収されるという効果がございます。財産調査につかましては、1回きりというところでございますけれども、県のほうからということでの指導もあっておりますので、今そういう対応をしております。

ほかの分につかましてはどうかという点でございますが、例えば、事業主、商売をされているところでございますが、納税折衝をしている中では、現金はあるけれども、ほかに回っているということでございます。

そういったことで、今後につかましては、折衝というよりも、一斉に売掛金の差し押さへの予告なり、また取引先を調査しながらでの予告の一斉の文書の発送ということも今後考えていきたいと。それからまた、滞納の農家の方々につかましては、預金調査、搜索も含めて今後検討をやっていきたいと考えております。それから、9月中旬でございますが、タイヤロックの予告ということで、これは広報にも御紹介申し上げておりますけれども、軽自動車の滞納者につかまして、タイヤのロックの予告をし、納税を促すというふうな滞納処分の仕方もやっておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

ただいま課長のほうからは自営業者等々の皆さんなりも対応しておるということでございます。

憲法にございますように、30条に国民は納税の義務を負うとあるように、納税は御承知のとおり国民の義務でございますので、いわゆる公平・平等の原則からいきましても当然として滞納者には処分をすることは当然なことであるというふうに思います。

さらに、自主財源を確保するために当然の事柄でございますし、担当課の努力はされていることは認められますけれども、さらに今回決算書を見えますと、町税が50,000千円なり、使用料等住宅駐車場、給食費などで11,000千円、国保税で47,000千円ということで、大台に1億円から乗っているようでございます。確かに前年から比べますと19,000千円程度の努力をされて、県の滞納整理機構なりコンビニ納税なり夜間徴収差し押さえ等々の結果が出ておると思いますけれども、申し上げたように公平・平等の原則から言って、未納者への対応はきっちり実行していただきたいと思ひますし、申し上げたとおり自主財源の確保というのが大きな命題でございますので、納税されておられる善意な方に対する不公平感を与えないような滞納者への対応をぜひ継続して御努力いただきたいということでお願いしておきます。

以上、終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。

次へ進みます。

新地下水位制御システム事業等ということで質問があつておりますが、碇議員さん、これはまとめて一括していいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、事業計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

今回の平成24年、25年度事業につきましては、あくまでも三養基西部土地改良区が事業主体として行っておりますので、今回の資料提出につきましては、平成26年度の事業計画分につきまして提出をいたしておるところでございます。まずもって御了承願いたいと思います。

それでは、私のほうから碇議員さんの新地下水位制御システム事業等の平成24年度事業と平成25年、26年度事業計画につきまして関連がございますので、あわせて答弁申し上げたいと思います。先ほどの大川議員さんの答弁と重複する点があるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

この事業につきましては、平成24年、25年度の事業地区につきまして、三養基西部土地改良区の事業主体として、坊所、前牟田、江迎、中津隈地区でこの事業を行われております。

まず、平成24年度事業につきましては、135ヘクタールのフォアス事業が完了しております。続いて、25年度事業につきましては、24年度事業の残り分、205.5ヘクタールについて入札の報告を受けております。

次に、平成26年度の計画でございますけれども、提出いたしました資料を御参照願いたいと思います。

まずは上峰北部地区につきまして、事業量56.0ヘクタール、事業費といたしましては、10アール当たり150千円で84,000千円、碇地区につきましては事業量18.1ヘクタール、同じく10アール当たり150千円の27,150千円を県のほうに今現在、要望をしているところでございます。

それと、先ほどの碇議員さんからの質疑の中で、国から町への補助金というお話がありましたけれども、この事業につきましては、あくまでも三養基西部土地改良区が事業主体ということで、三養基西部土地改良区と国との直接の申請等を行っておられます。よって、国費の分につきましても、直接、国から三養基西部のほうに入ってきております。先ほど言いました事業申請等につきましても、直接、三養基西部と国との中で、申請、最後は実績報告まで全てされておられます。

また、町のほうでの事業に対する指導等というお話もありましたけれども、平成24年2月17日に町と三養基西部土地改良区との中で協議書の取り交わしがあっております。その中で、工事発注については町の規定に準ずるということを記載しております。それで、土地改良区としては、その工事内容に基づいて今現在、事業を進めておられると思います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

今、課長のほうから答弁いただきました。24年度、25年度につきましては、土地改良区で事業実施されているということで、坊所、前牟田、江迎、中津隈135ヘクタールの実績ということのようでございます。26年度のこの碓地区なり、北部土地改良区の大字堤地域ですよ。この事業主体はどちらのほうになっていくんですかね、お尋ねします。

○振興課長（江崎文男君）

平成26年度工事分につきましては、今現在、上峰北部及び碓地区についても事業主体としては上峰町ということで、要望書を上げているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

それでは、碓議員の質問は全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10分間休憩いたします。45分まで。

午後 3 時35分 休憩

午後 3 時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく2点質問をさせていただきます。

大きく1点目、伝統・文化の継承についてということでございます。

上峰町にはさまざまな伝統・文化がございますが、これを次世代へと伝えていくのも私たちの役目ではないかというふうに考えます。そういった意味で、現在、次世代を担う子供たちに対して、どのような継承という意味での取り組みがなされているかということを伺いたいと思います。

2つ目ですが、昭和54年に上峰村史が発刊されてから、現在34年たつわけですが、伝統・文化を初め、諸先輩方がどのような思いでどんな形でまちづくりをされてこられたのか、これを次世代へと残していくことは、当然必要なことだと思います。現在、町史の編さんが滞っているようでございますので、ぜひ再開をしていただきたいというふうに思っています。

大きく2点目でございます。

町の活性化にお祭りやイベント、これは必要なものではなかろうかというふうに考えています。現在、さくら祭り、町民市などを開催されていますが、これらの現状、また今後、町としてはどのようなかわり方を考えておられるのか、この点を伺いたいと思います。

最後に、平成5年にふるさと学館開館の際に、図書館のキャラクターとして、てんりゅうくんが作製されたということで聞いておりますが、最近、このてんりゅうくんを広報紙等によく見かけるようになりました。今後、このてんりゅうくんを活用していく考えがあるかどうか、どういった形で活用をされていこうと思われているのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは最初に、伝統・文化継承についてということで、現在どのような取り組みをされているのかという質問があつております。執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。では、原田議員の現在どのような取り組みをされているかという御質問に私のほうからお答えしたいと思います。

まず、伝統・文化の継承について、子供たちに対してどういったことを考えながら取り組みをしているかということでございますが、伝統・文化につきましては、現在、皆さん御承知のとおり、上峰町におきましては米多浮立、それから西宮の浮立、あと各地区で行われております年中行事、ほんげんぎょうとか、モグラ打ち、しめ縄づくりなどの行事がございます。それらにつきましては、皆さん御承知のとおり、金銭的な補助、それからPR的なことを積極的に進めさせていただいているところでございます。

議員の通告書にありました特に上峰音頭の件ですが、上峰音頭につきましては、昭和56年8月14日、当時の上峰村ですが、村の盆踊り大会で発表された楽曲でございます。経緯につきましては、「広報かみみね」の56年8月号に「村民の歌をつくったらという声が出てから1年半ほどたちました」という文章で始まる記事が出ております。ということですので、昭和55年ごろからそういった取り組みが始められて、1年半ほどかけて作詞・作曲、それから振りつけ等をされて、昭和56年8月14日にお披露目をされたということでございます。そういった意味からいきますと、伝統・文化というよりも、新しくつくられた新民謡でございますので、全国各地、江戸時代以前から歌い継がれている民謡とは、また性格を異にするものではないかと考えております。どちらかといえば、上峰太鼓、かちやいしなどと同様に、伝統・文化の範疇ではなくて、新しい文化活動ということになろうかと考えております。

上峰音頭が今後100年、200年の間、町民の皆様に歌い継がれていくとすれば伝統・文化と言うこともできるかと思いますが、現時点では子供たちが特に上峰町の音頭を知らないという議員さんのお話でございましたので、それに対して御説明の時間をとらせていただきたい

と思います。

上峰音頭自体につきましては、できてからこれまで、私が認識している限りでは町のイベント等でよくお披露目されておりまして、ある一定の定着はしているものと認識しております。しかし、町のイベントや学校行事などにおいて以前は多くの機会に演目として披露されてきておりますが、現在では定期的に行われているのは、町民文化祭とイオンの夏祭り等における2件だけが大体定期的に披露されている場所かと思っております。今の子供たちが音頭を知らないということも、残念ながら現実のようであります。

10年ほど前、私の子供が小・中学校に通っていたころにつきましては、学校で使うといって丸い柄のうちわを持たせてやった記憶がありまして、実際、運動会などで子供たちが踊っておりまして。現在、小・中学校では上峰音頭を取り上げることがなくなったというお話でございました。その理由としましては、音頭を踊る際に使う丸い柄のうちわが入手困難となっていることが一つ、先生方からお声が上がっております。それと、これまで上峰音頭の普及の中心的な団体でありました婦人会、そういった披露の場をつくられてきた青年団などの団体の活動が事実上、休止されてしまっていることがあるのではないかと考えております。また、「歌は世につれ、世は歌につれ」という言葉がありますとおり、私たちの世代もそうですが、一世代前の方々と比べると社会全体の風潮も変化してきておりまして、日常のテレビやラジオから流れてくる音楽自体も変化しています。私たち音楽を聞く側の音楽に対する好みも変化してきており、そのようなことも子供たちが上峰音頭に関心を持っていないという一因になっているのではないかと考えております。

ですが、新しい歌は覚えられないが、子供のころに覚えた歌は今も覚えているといったこともありますので、今後、上峰音頭を町民の歌として末永く続けていくためには、かつての盆踊り大会のように町民の皆様が親子で参加できるようなイベントや行事を通して、子供たちへ上峰音頭に接する場を提供していく必要があろうかと考えております。

また、このことにつきましては、ほかの伝統・文化もそうでございますが、教育委員会だけの問題じゃなくて、町の課題として関係の各課とも連携をとりながら、例えば、「カミング！上峰」などを通して上峰音頭のPRを図っていくとか、機会を捉えて上峰音頭を披露する場をふやしていくとか、小・中学校にお願いして学校行事の中で再度取り上げていただくとかなどの対策をとりながら、長く町民の歌として歌って踊り継がれていくよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

細かく説明をいただきましたので、ちょっと細かく聞けなくなってしまったんですけど、基本的に、これまで伝統・文化の継承ということでさまざまな同僚議員の方から質問がございました。やはり課長が言うとおおり、伝統というふうにつくと、米多浮立、西宮浮立、

そういった全国に誇れるようなものが話の中心というふうになるわけですが、課長が言われたとおり、子供たちが——済みません。この上峰音頭については、伝統には入らないということですが、私もこれは小さいころから身の回り、自然とあったもので、これもやはり上峰の文化の一つではないかというふうに思っています。

この質問を出すきっかけになったのは、ことし7月のイオンサマーフェスタで、先ほどもお話がありました、最後に総踊りで上峰音頭を踊るわけですが、私も輪に入ろうと思ったときに、周りに中学生がたくさんいたんですね。みんな一緒に入ろうという話をしたときに、「何ですか、それ。知らないですよ、そんなもの」と言うわけですよ。我々なんかは小さいころから盆踊りとか、そういったイベントがありましたので、身近にあったものですし、小学校なんかの体育祭とかで強制的に踊らされていまして、身についているんですね。うちわを持つと、くるくる回してしまうと。その子供たちの言葉が非常に悲しくて、私としてはここでまた一つ、昔から受け継がれてきた文化が失われていくんだなというのを目の当たりにしました。

これを強制的にまた教えてほしいとかいう話ではないんですが、やっぱりこういった身近にあるもの、これまで自然と受け継がれてきたもの、自然と身についたもの、そういうものが子供たちの、何というんでしょう、上峰町を愛する心、そういったものにつながってくるんじゃないかなというふうに思っています。

午前中、質問の中で学力、そういった質問もございました。当然、これを伸ばしていくことは必要だと思うんですが、同時に、やっぱりこういったふるさとに対する郷土愛、そういったものの意識の醸成というのが必要だと思うんですよ。そういったものの醸成にやっぱりこういう身近な文化というのが必要なんじゃないかなというのをちょっと考えました。

ここまでの話で、教育長、これらについてどう思われるか、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

1 番原田議員の御質問でございます。

私もこちらで聞いておりまして、小学校のグラウンドでは、やぐらを組んで盆踊りのような形で踊っている時期もありましたので、一緒にそういうふうな輪の中に入っていったという記憶があります。この歌につきましては、どのようにして継承していくか。今、私の耳に残っているのは、連絡があるときにこの歌が流れる地区がございます。そういうふうな形で、それぞれの地区で取り組むということも非常に大事なことはないか。教育委員会でどうしていくかということもですけど、やっぱり町民の皆さんたちがこの歌に対する愛情を持っていくように啓発していくことが大事じゃなろうかと思って、私は家でその歌を聞きながら口ずさんだりもしておりますので、きちっとした形で残していけたらなという気持ちは持っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

できればきちっと形で残していただきたいなというふうに私も思います。先ほど課長の答弁でありましたけど、イベント等を通してこれを浸透させていくような話がございました。これが一番早いんじゃないかなと思うんですけど、以前、イベントの開催とかいうことで質問させていただいたときに、財政初め、さまざまな理由があって、そういったことは考えていないというような町長の答弁がございました。こういった身近にある文化を受け継ぐという意味プラス、最近ではいろんなところで——いろんなところでといいますか、地区の懇談会等で、毎年言われているんですけど、いろんなかかわりが薄くなってきたということがよく言われています。

いろんな意味を含めて、このイベントというのは本当に重要な役割を担うんじゃないかなというふうに思っておりますけど、これはやっぱり町主体で、例えば、盆踊り大会を開催する、そこで上峰音頭やら、そういった身近な文化を、そういった機会を与えていく、そういうことができないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

できると思います。今、行われている町が主催のお祭りはございませんが、関連する団体の皆様方のお祭りに際し、主体は商工会さんだったり、町民市の実行委員の皆様方だったりすると思いますけれども、そうしたお祭り事に提案を申し上げ、主催団体の判断によって啓蒙、啓発していくべきじゃないかと思っております。

○1番（原田 希君）

今、非常に商工会の皆さんは町を元気にしようということで頑張っておられるようでございますので、ぜひ町としてもいろんなバックアップをしていきながら、そういった町民みんなが参加できるような取り組みができればなというふうに思っております。

済みません、課長、先ほど答弁の中に町の歌ということ言われていました。それは盆踊りの曲ということなんでしょうか。村史の最初のページのほうに郷土唱歌ということで歌が載っていますが、この辺の取り扱いを——取り扱いというか、位置づけですね。この唱歌というのはどういうものなのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○文化課長（原田大介君）

郷土の唱歌、上峰郷土の唱歌ということで「鎮西山の月の影」という歌かと思いますが、あれは大正の中ごろから歌われるようになったということで村史には書いてあったかと記憶しております。それで、郷土唱歌と上峰音頭と言うんですが、上峰音頭というのは恐らく東京オリンピックとか万国博覧会があったのに合わせまして、皆さんも御承知のとおり、五輪音頭とか万博音頭みたいのがつくられていますので、そういったブームと言ったらあれです

けれども、そういった流れでつくろうかということになったんじゃないかと私は推測しておる次第でございます。

先ほども町民の歌、村民の歌と言いましたが、それは先ほども御説明しましたが、「広報かみみね」の56年8月号に「村民の歌をつくろうという機運が高まって」という文章がございまして、そういったことから今回も町民の歌という表現をさせていただいたところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

私も村史を見たのはここ何年かの話なんで、そういった郷土唱歌とか、そういうことを本当に最近知ったんですが、せっかくこういうのがありますので、こういうのもぜひ活用していつて、まちづくりをしていつていただきたいなというふうに思います。

この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

町史編さんを再開すべきと思うがという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、引き続きまして町史編さんにつきまして私のほうからお答えをしたいと思います。

町史編さんにつきましては、この議会でもたびたび御質問いただいております。繰り返しのようになりますが、町史の編さん事業の経過につきましては、上峰村史、これが昭和54年に発刊されておりますが、残部が少なくなってきたこと、それとまた、当時、町村合併の議論が高まりまして、上峰町が単独で町として存在しなくなるということも予想されましたので、それまでに上峰単独としての歴史を残しておかなければいけないというような命題もございまして、平成14年に上峰町史編さん準備委員会を立ち上げまして、事業に着手した経緯がございまして、14年度につきましては、近隣もやっぱり同じような村史、町史、市史の発刊作業を行っておいりましたので、そういったところの先進地の視察研修を行いまして、新たな町史の基本方針について検討を行った経緯がございまして、平成15年に予算要求をしましたが、諸般の事情で予算化できずに、事実上、事業を見送った、それ以来、事業が中断しているという状況になっております。

上峰村史の刊行から34年が経過しております。現在でも、そう多くはありませんが、村史が欲しいという声を各方面からいただくことがございます。このようなときに御要望には現在、必要な部分をコピーして提供している状態です。また、町制施行後の町の歩みをまとめた資料としても、そろそろ25年、四半世紀になりますので、一区切りとしてそういった町の歩みを記録に残すという意味においても、上峰町史の必要性は十分に認識しているところで

ございます。

町の財政も一時期に比べると上向きの傾向にあります。仮に来年度、事業を再開するとすれば、工程的にはかなり厳しくはありますが、平成31年の町制施行30周年に合わせた刊行も可能ではないかと考えております。しかしながら、実際の事業に当たりましては、事務局として町史編さん室等を設置し、専従の職員を配置した上で編集委員、執筆委員の皆様の連絡調整など各種の作業を行う必要があります。業務量の点等で現在の私どもの一課の体制では現実的には難しい状況にあるのではないかと考えております。これらの作業を外部に委託する方法も現在ございますが、経費の面で町の負担が大きくなることが考えられると思います。

いずれにしても、町史編さん事業の実施に当たりましては、期間の問題、経費の問題、人的問題など、さまざまな課題があろうかと思えます。今後、庁内において関係各課と協議しながら、このような課題を検討していき、可能な限り早期の事業再開に向け、そのタイミングを見計らっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

なかなかいろんな理由で難しいということで、わかります。ただ、もうこれをつくりたい、つくるつもりでいるということであれば、余りまた長い期間を置くと、それだけ資料の量も膨大になりますし、それにかかわる費用というのもどんどん膨らんでくるんじゃないかなというふうに思っていますので、ある程度の時期でやはり区切ってつくっていくということが大事じゃないかなというふうに思っています。

結局、昭和54年以降、現在までのそういった、例えば、先ほどの話ですけど、文化とか伝統、それ以降にできた文化、そういうのは自由に皆さんが見れるような形で今のところはないですね。ですから、そういった次世代に受け継ぐという意味でも、ぜひこれはやっていただきたいなというふうに思いますが、やはり難しいものなんでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

今、議員さんからお話もありましたとおり、準備だけは、できる限り早期に着手していきたいと思っております。例えば、資料の収集方法、それから、どなたに文章を書いていただくか。今度書いていただくとなると、役場職員を退職された方に大分お世話にならなくてはいけない部分が出てくると思います。そういったこちらで進められることはなるべく早急に進めていきながら、なるべく早期に事業全体を立ち上げていって町史を刊行できればと考えているところです。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、次へ進みます。

町の活性化についてということで、その中の1番、さくら祭りの今後の考えはということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

町の活性化について、原田議員のお尋ねです。

さくら祭りの今後の考えはということで、このさくら祭り、鎮西山さくら祭りと申しますが、平成23年度からこれまで2回、以前ありましたお祭りを復活させて、商工会の皆様方が主催となられて開催をされているところでございます。昨年は4月7日曜日に五万ヶ池駐車場にて行われ、ビール、焼き鳥等の販売もされながら、上峰太鼓の演奏だとか開会式を経て、町内各サークルの出演をお願いし、また大人気のオリーブの苗木を100名の皆様方にプレゼントをされながら、また教育委員会の歩こう大会と時期を同じくすることで、かかわる人をふやすという目的だと思いますけれども、行われたところでございます。あいにく天候不順のため、昨年は多くの歩こう大会参加者の方々が御帰宅されたというところでございますけれども、今後とも主催団体である商工会の考え方を尊重しながら、なるべく町としてもバックアップしていきたいというふうに考えております。

○1番（原田 希君）

このさくら祭りについては、先ほど言われましたとおり、商工会主体で開催をされているわけでございます。昨年度は町の行事の歩こう大会と同時開催ということでしたが——昨年度じゃないですね、ことしですね。次回もこれは歩こう大会と合同で、歩こう大会のほうがさくら祭りと合同でやられるお気持ちはあるのかなというところをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しました答弁と重複するかもしれませんが、商工会の皆様方が求められ、歩こう大会と時期を同じくしたと認識しており、商工会の皆様方の御要望、お考え方を尊重しながらバックアップしていきたいと思っています。

○1番（原田 希君）

町としてはバックアップしていきたいということでございますが、そのバックアップのやり方ですね。商工会から要請があったことに対してだけ町は動くのかどうか。今、補助金とか、例えば、ちょうちんの取りつけで人的な支援をされていると思いますが、それ以外でさくら祭りを側面から盛り上げるような支援の仕方、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

商工会のほうで事業を立案され、町に要請がある中で、求めに従って最大限できる範囲でバックアップするという意味でございます。

補助金、先ほど言われましたお金の面、人的要請につきましても、これまで商工会の考え方を尊重してやってきたということでございまして、主催者である商工会の考えから、そう

した求めがあった場合、本町としましては商工会に対する補助金の交付要綱等がございますので、それに従ってルールをつくっておりますので、それに従って行っていきたいと思っています。

○1番（原田 希君）

このさくら祭りが23年からまた復活して、2回行われたわけですが、私は2回とも参加をさせていただいて思うのが、鎮西山の桜はきれいだから見に来てください、祭りも復活をしましたということでPRをされているわけですが、もう少し桜の数をいっぱいふやしたらどうかというふうに思うわけですが、それは現実的に可能でしょうか。鎮西山にもっともっと、登山道の下からさくら祭りの会場まで両脇ずらっと桜を植樹する、そういったことは可能でしょうか。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねの趣旨は、桜を町の鎮西山に植樹するということは可能かということですが、可能であるとは思いますが。ただし、これは桜の維持管理等、さまざまな行政負担が伴うものでございまして、そうした要請をしてこられる団体があれば鋭意検討して、厳しい財政状況の中でどの範囲まで可能かどうか、検討の対象になると思います。

○1番（原田 希君）

一遍にやると大きな金額がかかるというふうに思うんですけど、例えば、成人式の植樹とか、町民センターの周りに毎年されていると思うんですけど、それを鎮西山に桜の木を何本かずつ植樹するとか、そうすることによって、そういった若い人たちも鎮西山に対する、最初の話じゃないんですけど、愛情というのが芽生えてくるんじゃないかなというふうに思いますし、例えば、小学校の卒業で記念植樹をする、もしそういうことができるのであれば、将来的、子供たちが大きくなったときにまた我々以上の鎮西山に対する愛情というのが持てるんじゃないかと思ったり、そういった意味では、このさくら祭りも延々と受け継がれて、毎年、盛大なものになっていくんじゃないかなと。そういった支援の仕方というものもあるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員のお尋ねですが、愛郷心を養うという意味において、地域の成人者に対して、そういう啓発活動というものは必要性を十分認識するところでございますが、例えば、今、小学校の横にフェンスを設置する予定であります、遺族会の皆様方が桜の木を植樹していただくということになりました。靖国神社の桜を植樹されるということでございます。管理の面等も引き受けていただきながら、そういうふうに主体的に町の愛郷心を養う活動に積極参加してくださる団体がございます。

一方で、これまで町としましては、やはり植樹をしたからには管理等の責任を負うものでございまして、例えば、庁舎東側の歩道横に植えてありました樹木についても、当時、そう

いう思いで植えられていたわけではありますが、なかなか管理が行き届かない、また地域に悪影響を及ぼすということで地域からの要望があったことと思いますけれども、現在は伐採をしているという状況でございます。

やはりそういう申し出があり、管理責任がはっきりする中で植樹を行っていくということは、必要性はわかりますけれども、その点は非常にセンシティブに考えていかなければいけない話じゃないかなと思っております。（264ページで訂正）

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

町民市の現状と今後の考えはということの執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、原田議員さんの町民市の現状と今後の考え方につきまして答弁申し上げます。

上峰町民市につきましては、平成24年3月に実行委員会を立ち上げまして、第3日曜日の9時から12時、場所は中央公園駐車場ということで、第1回目を平成24年5月20日に開催しております。出店者の申し込み数は、今現在25店舗であります。平成24年度出店実績につきましては、11回開催いたしまして、延べ出店者数93店舗、1回開催当たり約8店舗余りでございます。平成25年度につきましては、出店者の皆さんにアンケートをとり、また実行委員会の中で議論を重ねました結果、平成25年度においては役場周辺での開催ということになっております。

現状につきましては、昨年並みの出店者数で、来客数もなかなかふえていないのが現状であります。今年度につきましては、これから9月、11月と敬老会、昨年も試みましたが文化祭との同時開催を計画しておりまして、昨年同様、にぎわいを期待するものでございます。

今後の町としてのかかわりにつきましては、この町民市については、この議会の中でいろいろ論議され、質問のあったものであります。あくまでも上峰町在住の方が何か余った作物をどこかで売ればとか、そういうふうな小さい疑問から生まれたものだと思っております。そういう中で、町といたしましても、今の現状から見ますと、まずは場所の提供等をいろいろ考えながら、皆様方の参加を一人でも多くしてもらうような町民市に今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

この町民市、私も正直、余り顔を出していませんので、ここでいろいろ言うのもあれかなというふうに思いますが、通るたび余りにぎわいが感じられないというのはひしひしと感じておりましたので、実行委員会内でも当然そういった話をされているということでござい

ます。せっかく始まったわけですから、急に盛り上がるということはないかも知れませんが、こつこつと来場者増、出店増に向けて頑張っていたきたいなというふうに思います。

これは終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

3番目、てんりゅうくんの今後の活用についてということで執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、原田議員のてんりゅうくんの今後の活用についてということで、前段としまして、今日までの経緯について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

てんりゅうくんのデザインにつきましては、平成5年のふるさと学館開館準備作業におきまして、図書館の利用者カードをつくるというときに何かカットをという話がありまして、そのカードを発注した印刷業者さんをお願いをしてデザインをつくっていただいたものでございます。平成5年4月に発注しております。その後、7月21日、ふるさと学館の開館までにこのデザインを転用しまして、カットとして印刷したふるさと学館の案内パンフレット、それから図書館の利用案内のパンフレット、それと子供たちが持っております図書館の黄色いバッグ、それから、ふるさと学館開館記念のテレホンカード等にそのデザインを利用して使っております。

次に、てんりゅうくんの名称でございますが、平成5年7月号の「広報かみみね」を見てみますと、ふるさと学館の開館予告記事が載っておりますが、その中では、「ふるさと学館のシンボルマークとして、米多浮立をシンボルにマークにしました」と紹介されており、名前がついておりません。これと同時に、6月末ごろに小学校の5、6年生を対象にこのキャラクターの愛称を募集しております。そして、応募があった中から選考の結果、てんりゅうくんと命名されて、ちょっと資料がなかったのでわかりませんが、恐らく7月21日の開館のときにはお披露目をされているかと思います。

それ以来、教育委員会の文化課では、てんりゅうくんをふるさと学館のマスコットキャラクターとして、オリジナルデザインのポーズを少しずつ変えながらとかいった加工や修正を加えながら、文化財のパンフレット、参加賞としてつくりましたキーホルダー、それから米多浮立奉納のときのポスター、文化課で発します郵便物に印刷します別納後納郵便のスタンプ等に利用して活用してまいっております。最近では、議員さんも先ほどお話がありましたけれども、町のキャラクターとして「広報かみみね」やまちづくりプランの冊子の中にもカットとして使われております。

今後も庁内各課において広く活用を図っていきたいと考えているところでございます。

○1番（原田 希君）

以前、議会のほうで、御当地キャラというのが今あちこちでどんどん誕生しているわけで

すが、うちでもつくったらいかがかということで質問させていただいた折に、新しくつくるつもりはないということで、キャラクターとしてはこのてんりゅうくんがいるというお答えを聞いておりました。

先ほど言いましたように、このキャラクター、てんりゅうくんが今どんどん広報紙等に出てきていますので、このてんりゅうくんが町のキャラクターという認識でいいのかなと。先ほど課長もいろんな場面でどんどん使っていきたいということでしたので、町のキャラクターという認識でいいのかどうか、お伺いします。

○町長（武廣勇平君）

てんりゅうくんの取り扱い、町のキャラクターとしての認識についての理解を求める質問でございますけれども、町といたしましては、ふるさと学館のシンボルであるてんりゅうくんを議会の御意見、マスコットの必要性ということも含め、広報等でのPRということを現在行っているところです。

町のキャラクターとして扱ういかんにつきましては、今、保存会のほうも町のイベントとして米多浮立自体を位置づけてほしいということを先ほどもおっしゃっていましたが、そういう要望が後日あるのではなかろうかと思っておりますが、そのときの対応を見ながら考えていかなければいけないというふうに考えております。

○1番（原田 希君）

以前、質問させていただいたときに、私としては新しく何か子供たちにデザインをしてもらって、そこから選んでというようなこともやりたいなと思ったんですけど、これでいくということであれば、それもいいかなというふうに思っています。

平成24年の中学校模擬議会でこのキャラクターという話が出ました。そのときに原田課長の答弁で、「新しい「てんりゅうくん」を題材にしたキャラクターなり着ぐるみなりをつくっていけるような形で検討を進めていって、ぜひ実現したいと思っております」というふうに言われておりますが、この検討はいかがでしょうか、されていますでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

新しいキャラクターについては、具体的な案はございません。

てんりゅうくんにつきましては、これをぜひ今後活用していきたいと考えまして、実は平成24年度事業として総務省が行っております過疎集落等自立再生緊急対策事業という事業がございました。これで、てんりゅうくんの着ぐるみキャラクターをつくると。それを米多浮立のPR、それから、ひいては町のPRにも使っていきたいというような趣旨を一つの軸として、米多浮立の保護、伝承を軸として地域振興事業という形で4本、大きな事業を考えまして、その中の一つとして、てんりゅうくんの着ぐるみキャラクター等を作製してPR活動というような事業の計画も提出しましたが、残念ながら採択されませんでした。

この事業につきましては、また今後何年間か続けて実施されそうなので、保存会のほうと

もお話をしながら、てんりゅうくんにつきましては、ぜひ何らかの形でこういったキャラクターとして活用していきたいというようなことを考えているところでございます。

○1番（原田 希君）

町の活性化という意味でも、こういったキャラクターは効果があるんじゃないかなというふうに思いますし、また、そういった地元の文化・歴史を織り込んだキャラクターということであれば、子供たちに対してもそういった歴史・文化を知るきっかけにもなるんじゃないかなというふうに思いますので、できる限り活用をしていただきたいなというふうにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

原田議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時35分 散会